

# 北島町国土強靱化地域計画

令和 2年 3月

(令和 7年 3月 改定)

北 島 町

# 目次

<b>I</b>	<b>計画策定の趣旨、位置づけ</b> .....	<b>1</b>
1	計画策定の背景と趣旨 .....	1
2	地域計画の位置づけ .....	2
3	計画の推進期間 .....	2
<b>II</b>	<b>基本的な考え方</b> .....	<b>3</b>
1	基本目標と事前に備えるべき目標 .....	3
2	地域計画を推進する上での基本的な方針 .....	4
<b>III</b>	<b>強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）</b> .....	<b>6</b>
1	脆弱性評価とは .....	6
2	北島町の特性 .....	7
3	対象とする自然災害（想定するリスク） .....	11
4	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） .....	11
5	施策分野（評価を行う個別施策分野及び横断的施策分野） .....	13
6	脆弱性評価 .....	13
<b>IV</b>	<b>国土強靱化の推進方針</b> .....	<b>14</b>
1	プログラム策定の考え方 .....	14
2	事前に備えるべき目標の推進方針 .....	15
3	横断的施策分野の推進方針 .....	47
<b>V</b>	<b>施策の重点化</b> .....	<b>48</b>
<b>VI</b>	<b>計画の推進と進捗管理</b> .....	<b>49</b>
1	推進体制 .....	49
2	計画の進捗管理と見直し .....	49

# I 計画策定の趣旨、位置づけ

## 1 計画策定の背景と趣旨

近年、気候変動等に伴いこれまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害・風水害が増加している。また、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があると予測されていることや東日本大震災で発生した甚大な被害等から得られた教訓を踏まえて、これまでの想定を上回る災害リスクへの対応が求められている。そのため、従来の防災・減災のあり方を見直し、総合的な防災・減災対策に取り組むことが急務となっている。

また、長年にわたって築かれてきた生活や経済の基盤である社会資本の老朽化対策が極めて大きな課題となる時期を今後迎えることから、これによって社会生活や経済が機能不全に陥ることのないように、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に進めることも急務である。

このような中、平成25年12月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には、基本法に基づき、国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定された。

国は、国土強靱化推進本部を設置し、強くしなやかな国民生活の実現を図るため、基本計画に基づく国の他の計画の見直しや施策の推進等、政府が一丸となって強靱な国づくりを進めてきたところである。その後、策定から約5年が経過したことから、平成28年熊本地震等の新たに発生した災害から得られた知見や社会情勢の変化等を踏まえ、平成30年12月に基本計画の見直しを行った。

また、県においても、平成27年3月に「徳島県国土強靱化地域計画」（以下「県計画」という。）が策定され、施策の推進を図っている。

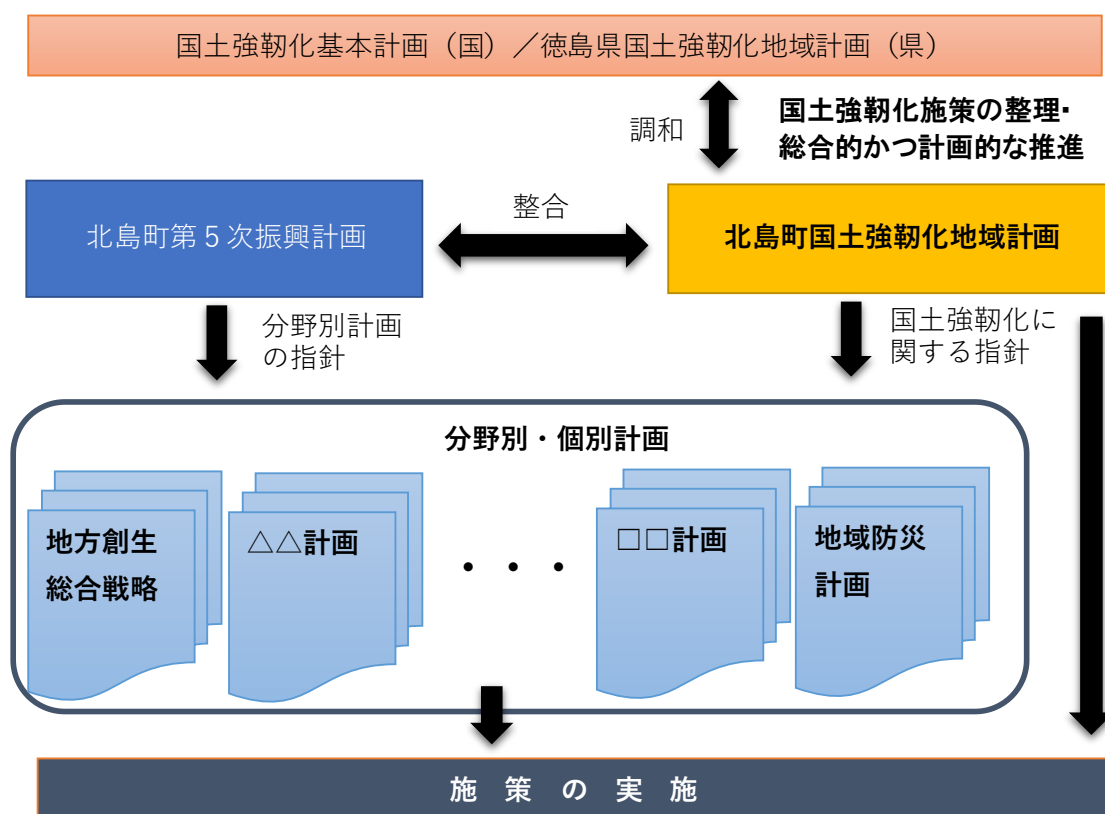
国土強靱化を実効性のあるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、国と地方が一体となって強靱化の取組を推進していくことが重要である。

本町においても、国や県と一体となって「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域づくりを進めていくため、「北島町国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）を新たに策定するものである。

## 2 地域計画の位置づけ

地域計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、町政運営の指針である「北島町第5次振興計画」と整合性を持った、本町の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものである。

なお、地域計画の策定に当たっては、基本計画及び県計画との調和を図るものとする。



■ 北島町国土強靱化地域計画の位置づけ ■

## 3 計画の推進期間

計画の推進期間は、基本計画に準拠して5年とし、目標年度を令和11年度とする。その後は、概ね5年ごとに計画の見直しを行うものとする。ただし、それ以前においても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとする。

## II 基本的な考え方

基本法において地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）においては、地域計画における目標は、原則として、基本計画に即して設定すると規定されている。

また、県と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ安全・安心な地域をつくりあげるためには、県計画との調和を図る必要がある。このため、本町の国土強靱化に向けた「基本目標」「事前に備えるべき目標」及び「基本的な方針」を次のとおり設定する。

### 1 基本目標と事前に備えるべき目標

災害は、それを迎え撃つ社会のあり方によって被害の状況が大きく異なるものであることから、住民生活及び経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から備えることが重要である。

いかなる災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安心・安全な地域・経済社会が構築されるよう、次のとおり「基本目標」と「事前に備えるべき目標」を定め、地域計画を推進することとする。

#### (1) 基本目標

- いかなる災害が発生しても
- ① 人命の保護が最大限図られる
  - ② 本町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
  - ③ 住民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
  - ④ 迅速な復旧・復興を可能にする

#### (2) 事前に備えるべき目標

- ① 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

## 2 地域計画を推進する上での基本的な方針

事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりという国土強靱化の理念を踏まえるとともに、東日本大震災や熊本地震、近年各地で発生する風水害など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

### (1) 国土強靱化の取組姿勢

---

- ① 本町の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討し、取組に当たること。
- ② 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と E B P M (Evidence-based Policymaking : 証拠に基づく政策立案) 概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組に当たること。
- ③ 国、県をはじめ関係機関等との連携・協力による取組についても取り入れるなど、本町の総力をあげた取組とすること。
- ④ 本町が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ⑤ 事前復興の取組を推進すること。

### (2) 適切な施策の組み合わせ

---

- ① 災害リスクと地域の特性に応じて、**ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ**、効果的に施策を推進すること。
- ② 「**自助」「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ**、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、**平時にも有効に活用できる対策**となるよう工夫すること。

### (3) 効率的な施策の推進

---

- ① 住民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、**財政資金の効率的な使用**による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ② **既存の社会資本を有効活用**すること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること。
- ③ 限られた資金を最大限に活用するため、P F I (Private Finance Initiative : 公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方) による**民間資金の活用**を図ること。
- ④ 施設等の**効率的かつ効果的な維持管理**に資すること。

#### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

---

- ① 本町の特性を踏まえた、**先進的な取組を反映**すること。
- ② **人のきずなや地域コミュニティ機能を強化**し、社会全体の強靱化を推進すること。また、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ③ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮し、施策を講じること。
- ④ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなど、自然との共生を図ること。
- ⑤ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における防災対応への取組を推進すること。
- ⑥ 支援の長期途絶に備えた取組を推進すること。

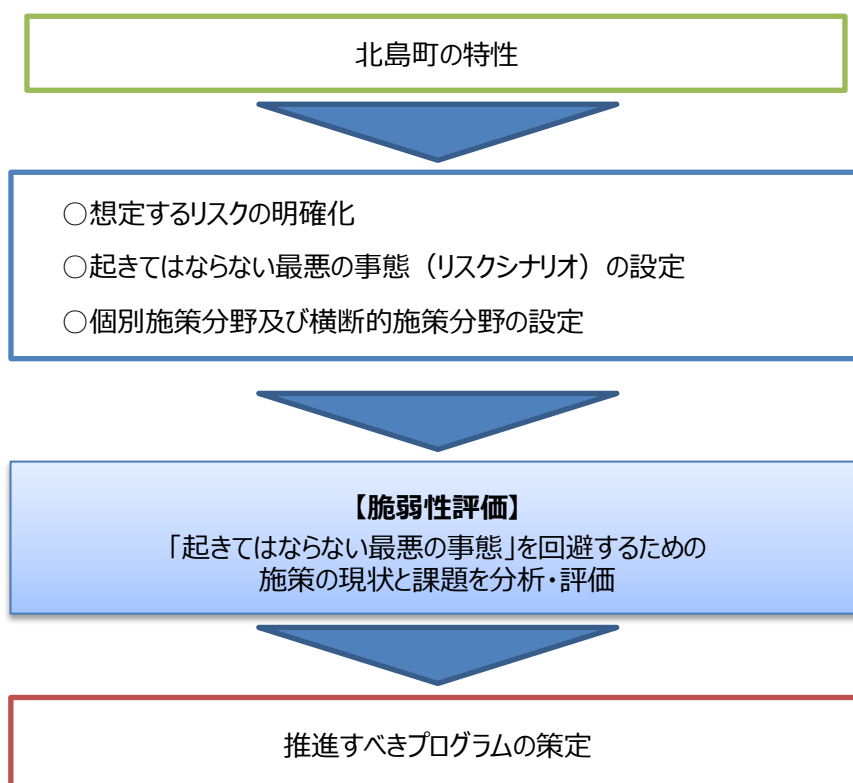
### III 強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）

#### 1 脆弱性評価とは

国土強靱化の取組は、「脆弱性評価」を行うとともに、これを踏まえて、これから何をすべきかという「対応方策」を考えた上で推進することをプロセスに組み込み、計画を策定している点に特徴がある。

大規模自然災害に対する脆弱性評価は、本町の特性を踏まえた上で、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や土地利用・経済社会システムの現状のどこに問題があるかを知るために行うものであり、これにより、国土強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することが可能となる重要なプロセスである。

脆弱性評価の実施に当たっては、国のガイドラインに沿って、想定するリスク、起きてはならない最悪の事態、評価を行う個別施策分野及び横断的施策分野を設定して行うものとする。



■ 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ ■

## 2 北島町の特性

### (1) 地勢

本町は、徳島県の東部に位置し、吉野川が紀伊水道に注ぐ河口に生じた三角州性平野のほぼ中央を占め、面積8.74km<sup>2</sup>、人口約2万3,000人の町である。

地形は、西高東低で山はなく、周囲を旧吉野川、今切川、鍋川の3つの河川に囲まれ、今切川流域一帯は、各種工場が立地し、県下有数の工業地帯となっている。

北に鳴門市、南は徳島市と隣接しているため、近郊住宅地の機能も果たしている。



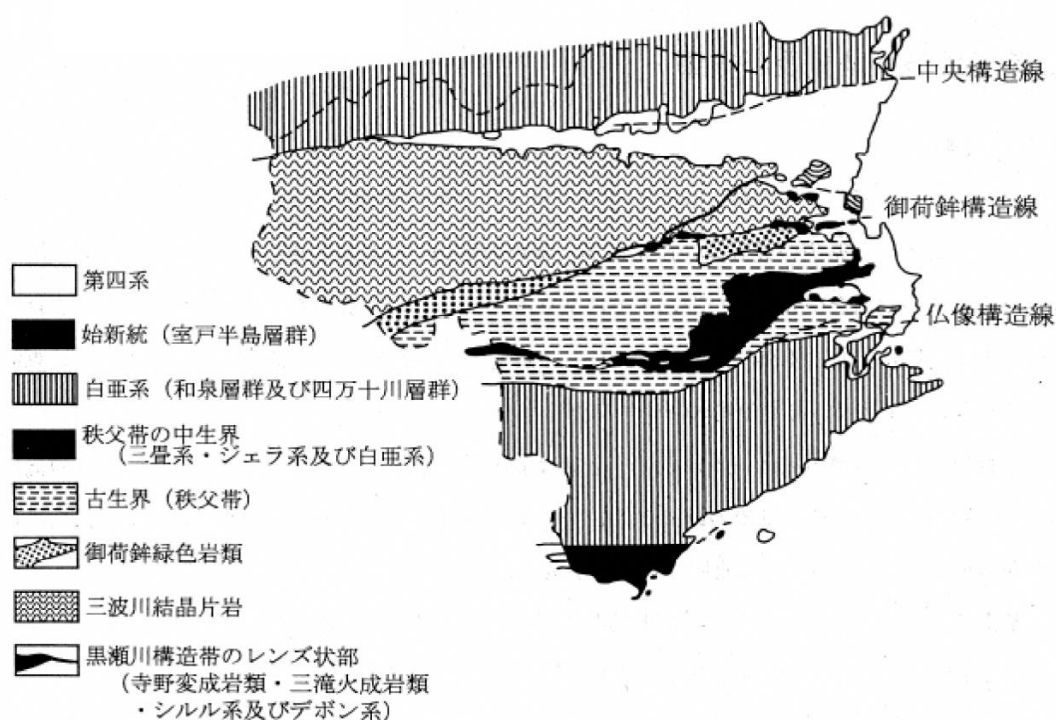
■ 北島町の位置 ■

## (2) 地質

本町の地質は、上層砂層は厚さ20～27mの沖積層であり、その下の粘土層は細砂及びシルト混じりで、厚さ5～10mの鮮新世である。この下に砂礫層（主に河川によって上流から運搬堆積された黄褐色の特徴ある礫）等、堆積厚さ30～35mの更新層があり、さらにその下に礫混じりの粘土層の地下かん水層をなしている。

また、中央構造線の南方約5kmの位置にあり、内陸型地震時には相当の被害を受けることが予想される。

なお、地表の地質は全体が沖積層で、吉野川が運搬した堆積物から形成されていることから、液状化に対し非常に脆弱である。



■ 徳島県の地表地質図 ■

### (3) 気象

徳島県の北東部は日本の気候区上、瀬戸内海気候区と南海気候区とにまたがっており、本町の気候は、両者のほぼ中間の型といえる。

降水は夏季に多く、冬季に少ない傾向があり、年間で約1,500mm前後と、徳島県の中にあっても雨の少ない地域である。

年間平均気温は16℃前後と温和で、風は地形の関係で、冬季には北西の風が吹き、夏季には南東の風が吹きやすい。

### (4) 人口動向

本町の人口推移をみると、昭和60年国勢調査では17,745人であった人口が年々増加し、平成17年には2万人を超え、令和2年には22,745人にまで増加しており、昭和60年と比べおよそ1.26倍の人口規模となるなど、県内でも数少ない人口増の町である。

また、令和2年国勢調査によると、住民の3分の1強が他市町村へ通勤・通学している。

なお、人口密度は四国一となっており、老朽化した木造住宅が多い地域では、災害時に避難が困難な地域がみられる。

#### ■ 国勢調査人口の推移

(単位：人、世帯)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	17,745	18,986	19,514	19,823	20,703	21,658
指数	100	107.0	110.0	111.7	116.7	122.1
総世帯数	5,364	5,974	6,424	6,883	7,597	8,269
	平成27年	令和2年				
総人口	22,446	22,745				
指数	126.5	126.5				
総世帯数	8,824	9,353				

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## (5) 災害の状況

---

### ① 風水害

本町は、地形的に西高東低で山や高台がなく、周囲を旧吉野川、今切川、鍋川の3つの河川に囲まれている。また、徳島県は台風の進路に当たることが多く、降水量は暖候期に多くなっているため、河川の水位上昇等により、水害が発生しやすい状況となっている。

過去にも災害の履歴が残っており、特に大正元年9月22日夜半前に県南海岸をかすめて阪神地区に上陸した台風では、21日昼頃から23日早朝までに、多いところで600mmを越える雨量があった。徳島では幸い風は北西16.7mに過ぎなかったものの、大水害となり海岸では高潮に見舞われた。

また、近年においても平成23年と平成27年の台風により浸水被害が発生している。

### ② 地震・津波

本町では、嘉永7年11月に南海トラフを震源とする安政南海地震により、水路の埋没や家屋の倒壊等が発生している。また、昭和21年の南海地震では、激しい揺れで北島南小学校の講堂や住居、納屋が倒壊したほか、地面に亀裂や液状化、堤防にひびが入るなどの被害があった。

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震である。また、東海地震及び東南海地震と同時若しくは少しの間隔を開けて発生するなど、その時間差にも幅があることが知られており、地震調査研究推進本部によると、令和7年1月1日現在の今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は80%程度となっている。

平成24年8月に国が公表した「南海トラフ巨大地震の震源モデル (M9.1)」を基に、県が県管理河川や最新の地形データ等を加え作成した「津波浸水想定 (平成24年10月31日)」によると、本町は外洋に面していないものの、津波による最大浸水深は3～4mとされている。

また、県が平成25年7月に公表した「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定 (第一次)」によると、本町は、震度6強の強い揺れに見舞われ、液状化危険度が極めて高い地域と想定されている。

### 3 対象とする自然災害（想定するリスク）

対象とする自然災害に関しては、「2 北島町の特性」や

- ① 今後30年以内にM8～9クラスの南海トラフ地震の発生確率が80%程度となっていること。
- ② 中央構造線断層帯等の活断層を震源とする直下型地震も懸念されること。
- ③ 令和2年に発生した7月豪雨や令和6年台風10号など、近年の台風は大型化し、集中豪雨が激化していること。
- ④ これらの災害が同時又は連続して発生する複合災害の発生が懸念されること。

などから、次のように決定する。

#### ■ 対象とする自然災害

主な大規模自然災害	想定する規模等
南海トラフ地震・津波	○南海トラフ地震・津波については、内閣府「南海トラフの巨大地震検討会」が公表した「想定震源断層域」に基づき、地震はM9.0、津波はM9.1とする。 ○南海トラフの東側の領域でM8.0の地震が発生し、7日以内に後発地震発生の可能性が相対的に高まった場合を想定（南海トラフ地震臨時情報の発表）
中央構造線・活断層地震等 （直下型地震等）	○中央構造線断層帯で想定される最大クラスの地震（M7.7）とする。 ○地震動による建物の倒壊や火災、ライフラインの断絶、地盤の液状化などによる大規模な被害の発生が考えられる。
台風・梅雨前線豪雨等による 大規模風水害	○想定し得る最大規模の降雨や高潮等による風水害を想定。例えば、連続雨量が1,000mmを超える大雨や100mmの雨量が数時間継続する大雨による堤防の決壊等
複合災害	○台風が連続して襲来する場合や南海トラフ地震により被災した施設の復旧が進まず、その後の異常気象で繰り返し大規模な災害が発生すること等を想定

### 4 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

脆弱性評価は、基本法第17条第3項により、最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。

起きてはならない最悪の事態に関しては、想定したリスク及び本町の特性を踏まえた上で、基本計画の45の最悪の事態を参考にしつつ、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、その妨げになるものとして28の「起きてはならない最悪の事態」を次のように設定した。

■ 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶等による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	エネルギー供給の停止、農・工業用水の供給途絶等による、サプライチェーンの維持、生産活動への甚大な影響
		5-2	金融サービスの機能停止による住民生活等への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出による二次被害の発生
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物等の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-3	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-6	速やかな復興に資する計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

別紙 1「起きてはならない最悪の事態の様相」参照

## 5 施策分野（評価を行う個別施策分野及び横断的施策分野）

評価を行う個別施策分野及び横断的施策分野は、基本計画及び県計画の施策分野を参考に次の5つの個別的施策分野と2つの横断的分野とした。

### 【個別施策分野】

① 行政施策分野	行政機能、警察・消防等
② 住環境分野	住宅・都市、環境
③ 保健医療・福祉分野	保健医療・福祉
④ 産業分野	エネルギー、金融、情報通信、産業構造、農林水産
⑤ 地域保全・交通分野	交通・物流、地域保全、土地利用

### 【横断的施策分野】

① リスクコミュニケーション分野	様々なリスクコミュニケーション施策
② 長寿命化対策分野	公共土木施設等の老朽化対策等

## 6 脆弱性評価

脆弱性評価の実施に当たっては、リスクシナリオを縦軸に、施策分野を横軸に配置した「マトリクス表」を作成し、マトリクス表に整理した既存の施策・事業を踏まえながら、「どのようなことが起ころうとも、最悪の事態に陥ることはないか」という観点から、不足している施策を確認するとともに、課題を抽出した。

脆弱性評価結果については、別紙2に示すとおりである。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	個別施策分野					脆弱性評価	推進方針
			行政施策分野	住環境分野	保健医療・福祉分野	産業分野	地域保全・交通分野		
① 人命の保護が最大限られる	1. 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の大規模火災による多数の死傷者の発生	○○○○	○○○○			○○○○	脆弱性の評価	対応方針の検討
		1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	○○○○	○○○○		○○○○	○○○○		
		...		○○○○					
② 本町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 .....	○○○○				○○	脆弱性の評価	対応方針の検討
		2-2 .....		○○○○	○○○○	○○○○			
		...	○○○○		○○○○		○○○○		
	3. 必要不可欠な行政機能は確保する	...	○○○○		○○○○	○○		脆弱性の評価	対応方針の検討
		...							

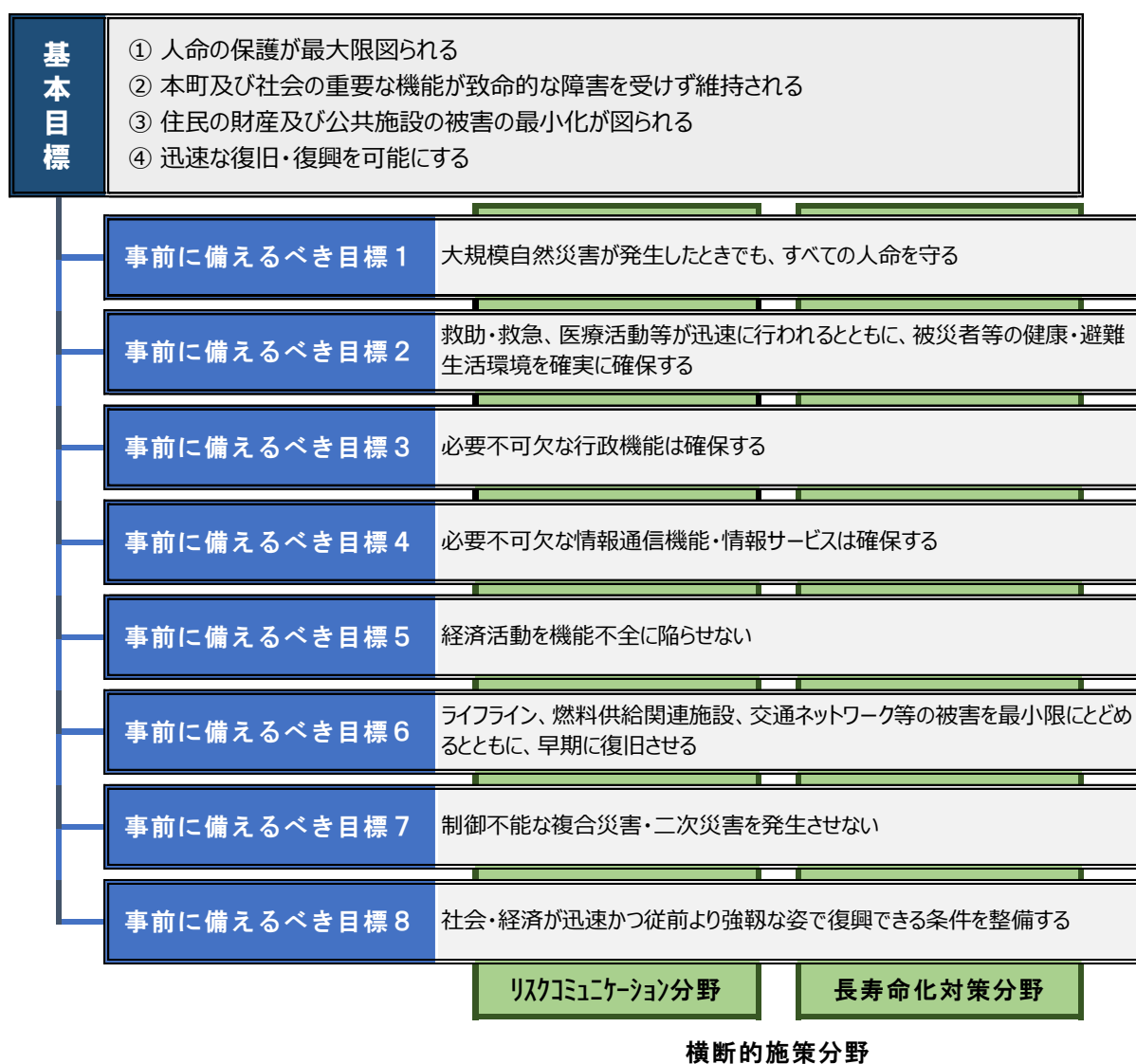
### ■ 個別施策分野の脆弱性評価のイメージ ■

別紙2「起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果」参照

## IV 国土強靱化の推進方針

### 1 プログラム策定の考え方

脆弱性評価結果に基づき、また、「地域計画を推進する上での基本的な方針」を念頭に置きながら、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、今後何をすべきか、必要となる施策を検討し、「事前に備えるべき目標」及び「横断的施策分野」の項目ごとに、推進方針（プログラム）として取りまとめ、あわせて重要業績指標（KPI）について目標値を設定した（「事前に備えるべき目標」の中で関連の深い事項については、複数のリスクシナリオをまとめ、プログラムを設定）。



■ 基本目標と事前に備えるべき目標及び横断的施策分野の関係 ■

## 2 事前に備えるべき目標の推進方針

### (1) 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る。

リスクシナリオ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

#### ① 公共施設の耐震化等の推進

- 既存の町有施設については、北島町耐震改修促進計画に基づき、計画的な耐震化に取り組む。
- 公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化の状況やその維持管理、建て替えに係る更新時期やその費用を勘案し、統合・廃止・存続等、施設の今後のあり方について検討する。
- 小中学校及び幼稚園については、長寿命化対策を講ずるとともに、トイレ等の大規模改造工事を推進する。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を推進する。

#### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
町有特定建築物の耐震化率	100% (令和2年)	—	危機情報管理課
幼稚園老朽化対策事業	完了 (令和2年)	—	教育委員会
幼稚園増築事業	完了 (令和4年)	—	教育委員会
小学校校舎老朽化対策事業	事業計画中 (令和6年)	推進中 (令和16年)	教育委員会
小学校体育館老朽化対策事業	設計 (令和5年)	完了 (令和8年)	教育委員会
中学校体育館老朽化対策事業	完了 (令和2年)	—	教育委員会
学校給食センター改築事業	設計 (令和7年)	目標 (令和10年)	教育委員会

#### ② 住宅・建築物の耐震化等の促進

- 災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。
- 南海トラフ地震から住民の生命を守るためには、住宅の耐震化が最重要課題であるとの認識のもと、木造住宅耐震化事業の活用を促しながら、住宅の耐震化に努める。
- 住宅の耐震化や家具の転倒防止、ブロック塀の転倒防止等の対策による被害の抑制を進めるとともに、各種の補助事業の継続と周知に取り組む。
- 社会福祉施設は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であるため、施設の耐震化、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修、非常用自家発電設備・給水設備などの整備等の対策を講じ、安全性を確保して、安心して暮らすことができ

る環境づくりを進める。

■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
住宅の耐震化率	死者ゼロを目指す (令和6年)	継続 (令和11年)	危機情報管理課
耐震診断等件数	15件 (令和2年～ 令和6年平均)	20件 (令和7年～ 令和11年平均)	危機情報管理課
地域介護・福祉空間の整備	該当があれば実施 (令和6年)	継続 (令和11年)	健康保険課

③ 防災・減災対策を踏まえたまちづくり

- 空家等対策の推進に関する特別措置法の施行を踏まえ、空家等の倒壊を防止し、地域の防災力向上や居住環境の改善、地域活力の一助につなげていくため、老朽化して危険な空家の除却や活用に努める（空き家再生等促進事業）。
- 東日本大震災では津波火災が多数の箇所が発生しており、南海トラフ地震に伴う津波による津波火災についても、被害を軽減するための方策について検討を進める。

■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
空家等対策計画の策定	策定済 (平成28年)	必要に応じて見直し (令和10年)	まちみらい課
老朽危険建築物（空家等）除却戸数	2件/年 (令和6年)	2件/年 (令和11年)	まちみらい課
北島町都市計画マスタープラン	策定済 (令和2年)	必要に応じて更新 (令和8年)	建設課

④ 自助・共助の取組強化

- 地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりを推進する。

■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
防災士登録者数（町内）	144名 (令和6年)	200名 (令和11年)	危機情報管理課
自主防災組織活動カバー率	87.25% (令和6年)	90% (令和11年)	危機情報管理課
防災訓練実施回数	年1回実施 (令和6年)	年1回実施の継続 (令和11年)	危機情報管理課

## ⑤ 道路交通施設等の機能確保

- 町内の道路網の強化に向け、北島町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な橋梁修繕、耐震改修等に取り組む。また、ガードレールやカーブミラーの整備、歩道の整備など、交通安全施設の整備を推進するとともに、電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する。
- 高齢化に伴う技術者減に備えるとともに、各道路管理者と連携し、現場研修や新技術の導入等を進め、点検整備の実効性を高める。

### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
通学路安全対策事業	完成 (令和4年)	必要に応じて更新	建設課
橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕	工事施工中 (令和6年)	工事施工中 (令和11年)	建設課
町道5号線交差点改良工事	完成 (令和6年)	—	建設課
町道5029号線拡幅工事	設計 (令和6年)	完成 (令和7年)	建設課

## ⑥ 南海トラフ地震臨時情報を活用した防災対応

- 地域の事前防災・減災体制の整備を促進するため、気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報を活用した防災対応を含めた地域防災計画を策定する。

### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
北島町地域防災計画への南海トラフ地震臨時情報を活用した防災対応の反映	反映 (令和3年)	必要に応じて見直し (令和11年)	危機情報管理課

## ⑦ 建築物等における防火用設備等の充実

- 地震による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促進する。
- 地震や津波によるLPガスの放出による延焼を防止するため、LPガス放出防止装置等の設置を促進する。

### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
住宅用火災警報器の設置率	未把握 (令和6年)	設置促進 (令和11年)	板野東部消防組合 (危機情報管理課)

## ⑧ 救助・救急、消防活動体制の整備

- 円滑な救助・救急、消防活動等に向け、常備消防の広域的な連携強化、消防団員の確保対策を促進する。
- 消防等の体制や訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備・資機材のさらなる整備を図るとともに、消防団や自主防災組織の充実強化による初動対応力の向上を図る。

### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
消防団員数	97名 (令和6年)	100名 (令和11年)	板野東部消防組合 (危機情報管理課)

リスクシナリオ	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
---------	-----	--------------------------

### ① 津波避難意識の向上及び訓練の実施

- 津波からの即避難率100%を目指し、住民への意識啓発を推進するとともに、津波・洪水浸水想定や震度分布などの防災情報を、地図として視覚的に分かりやすくし、インターネット上に公開することで、日頃から指定緊急避難場所や避難経路などを確認できる環境を実現し、住民の防災意識の向上を図る。

#### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
津波避難訓練実施回数	年1回実施 (令和6年)	年1回実施の継続 (令和11年)	危機情報管理課
津波ハザードマップの更新	基準水位に更新 (令和3年)	必要に応じて見直し (令和11年)	危機情報管理課
津波避難標識や津波浸水表示の設置	73箇所 (令和2年)	避難場所の指定に伴い拡充	危機情報管理課

### ② 避難行動要支援者対策の促進

- 避難行動要支援者名簿の適切な更新を促進して地域との共有を図るとともに、避難行動要支援者の個別計画作成の取組を一層促進する。
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合を想定し、要配慮者施設における入居者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法等を定めるとともに、避難計画を整備し、保護者等と共有を図る。

#### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
避難行動要支援者に対する個別計画作成	策定中 (令和6年)	策定完了 (令和8年)	社会福祉課
要配慮者施設における避難計画の策定促進	策定率100% (令和6年)	必要に応じて見直し (令和11年)	危機情報管理課

### ③ 津波避難路・避難場所の整備

- 必要に応じて指定緊急避難場所・指定避難所の見直しを行うとともに、指定津波避難ビルの指定を推進する。
- 夜間の安全な避難を確保するため、LED蓄電型照明灯の整備を推進する。

#### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
指定緊急避難場所・指定避難所の指定	指定 (令和2年)	必要に応じて見直し	危機情報管理課

#### ④ 河川堤防の整備促進等

- 自然との共生及び環境との調和に配慮しつつ、国、県と連携のもと、河川堤防等の整備と耐震対策や水門、樋門、陸閘等の自動化・統廃合・常時閉鎖を推進する。

##### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
河川区域の合同巡視や要望	出水期前に実施 (令和6年)	継続 (令和11年)	危機情報管理課
旧吉野川・今切川の地震・津波対策の促進	工事施工中 (令和6年)	工事施工中 (令和11年)	国 (危機情報管理課)
水門・樋門等の自動化・閉鎖率	51% (令和6年)	継続 (令和11年)	国・県 (建設課)

#### ⑤ 津波情報伝達体制の強化

- J - A L E R T から伝達される津波情報をいち早く確実に住民に伝えるため、関係機関と連携のもと、情報伝達体制の強化や訓練の実施に努める。

##### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
携帯型防災行政無線機の拡充	33基 (令和6年)	35基 (令和11年)	危機情報管理課
衛星携帯電話の整備数	1基 (令和6年)	2基 (令和11年)	危機情報管理課

#### ⑥ 南海トラフ地震臨時情報を活用した防災対応【再掲】

- 地域の事前防災・減災体制の整備を促進するため、気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報を活用した防災対応を含めた地域防災計画を策定する。

##### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
北島町地域防災計画への南海トラフ地震臨時情報を活用した防災対応の反映	反映 (令和3年)	必要に応じて見直し (令和11年)	危機情報管理課

リスクシナリオ	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
---------	-----	----------------------------------

### ① 河川堤防の整備促進等【再掲】

- 自然との共生及び環境との調和に配慮しつつ、国、県と連携のもと、河川堤防等の整備と耐震対策や水門、樋門、陸閘等の自動化・統廃合・常時閉鎖を推進する。

#### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
河川区域の合同巡視や要望	出水期前に実施 (令和6年)	継続 (令和11年)	危機情報管理課
旧吉野川・今切川の地震・津波対策の促進	工事施工中 (令和6年)	工事施工中 (令和11年)	国 (危機情報管理課)
水門・樋門等の自動化・閉鎖率	51% (令和6年)	継続 (令和11年)	国・県 (建設課)

### ② 避難対策の推進及び事前の防災力強化

- 気候変動に伴う水害の頻発・激甚化に対して、住民の避難行動を促し、人的被害をなくすため、洪水ハザードマップの更新、高潮ハザードマップの作成やタイムラインの運用等により、住民の防災意識の高揚や警戒避難体制の強化等に努める。

#### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
指定緊急避難場所・指定避難所の指定	指定 (令和2年)	必要に応じて見直し	危機情報管理課
高潮ハザードマップの作成	作成 (令和3年)	必要に応じて見直し (令和11年)	危機情報管理課

**(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。**

リスクシナリオ	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
---------	-----	--

**① 食料や水等の備蓄の推進**

- 徳島県災害時相互応援連絡協議会が平成29年10月に改訂した「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に基づき、家庭や地域での備蓄を促進するとともに、町における公的備蓄を推進する。

**■ 重要業績指標（KPI）及び目標等**

指標	現状	目標等	担当課
食料備蓄量	11,700食 (令和6年)	備蓄数量の維持 (令和11年)	危機情報管理課
水備蓄量（ペットボトル）	ペットボトル：6,900ℓ (令和6年)	備蓄数量の維持 (令和11年)	危機情報管理課
備蓄場所の整備	随時実施 (令和6年)	促進 (令和11年)	危機情報管理課

**② 物資の調達・供給体制の構築、受援体制の整備**

- 民間物流施設の活用、支援物資の供給に関する協定の締結等により、自治体、国、民間事業者等が連携した物資の調達・供給体制の構築に努めるとともに、救援物資等の管理・輸送等に係る受援体制の整備を推進する。
- 救援物資の確実な供給体制を構築するため、効率的な集配業務に役立つ屋根スペースの確保等、物資の集積拠点機能を強化する。

**■ 重要業績指標（KPI）及び目標等**

指標	現状	目標等	担当課
物資調達に関する協定締結数	13件 (令和6年)	20件 (令和11年)	危機情報管理課
資材供給に関する協定締結数	2件 (令和6年)	5件 (令和11年)	危機情報管理課
災害時の応援に関する協定締結数	21件 (令和6年)	25件 (令和11年)	危機情報管理課
受援計画の作成・更新	作成 (令和5年)	必要に応じて見直し	危機情報管理課

### ③ 水道施設の耐震化

- 大規模地震等において、住民の生活等を守り、水使用における不便・不安が生じることが無いよう、当面の間、①重要給水施設（※）に供給する管路の耐震化、②鳴門市との共同浄水場の整備の2事業を優先的に実施する。

#### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
重要給水施設配水管の耐震化率	72.0% (令和5年)	100% (令和11年)	水道課
水道施設共同化による耐震化 (浄水場)	工事施工中 (令和6年)	供用開始 (令和8年)	水道課

※重要給水施設（14施設）

- ①北島町総合庁舎、②北島中学校、③北島小学校、④北島北小学校、⑤北島南小学校、  
⑥北島北公園総合体育館（Y G Kドーム）、⑦北島町立保育所、⑧北島町民体育センター、  
⑨北島町温水プール（サンビレッジ北島）、⑩グループホーム 癒音、⑪グループホーム えんじゅ、  
⑫特別擁護老人ホーム ライデン、⑬きたじま田岡病院、⑭板野東部消防組合消防本部

### ④ 要配慮者等に対する物資供給体制の整備

- 要配慮者等がより良い環境で避難生活をおくることができるよう、福祉避難所の環境整備や必要な物資の確保等に努める。
- 避難所における適切な食事提供、アレルギーや生活習慣病等の食事に配慮が必要な方へのきめ細やかな栄養・食生活支援が速やかに展開できるよう、関係機関・団体等との連携体制の強化を推進する。

#### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
要配慮者用の食糧備蓄量	4,800食 (令和6年)	備蓄数量の維持 (令和11年)	危機情報管理課

### ⑤ 救援物資等の輸送路の確保

- 救助・救急、医療活動や物資の供給を迅速に行うため、緊急輸送道路等の耐震化を推進するとともに、複数のルートを確保するため、緊急輸送道路を補完する町道の整備を推進する。

### ⑥ ヘリコプターによる支援体制の整備

- 道路の寸断による孤立化に備え、空からの救助・救出や物資の輸送を行う消防防災ヘリコプターをはじめとした、関係機関のヘリコプターとの協力体制の構築、ヘリポートの整備を推進するとともに、簡易無線等を活用した通信手段の確保を図る。

■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
ヘリポートの整備数	1箇所 (令和2年)	1箇所 (令和11年)	危機情報管理課

リスクシナリオ	2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
---------	-----	---------------------------------

### ① 関係機関の連携強化、訓練の実施

- 自衛隊、警察、消防などの広域応援部隊の円滑な活動を支援するため、公園における広域活動拠点としての防災機能の強化を図る。
- 自衛隊・警察・消防等との連携強化を図るため、県と共同で合同訓練等を実施するとともに、必要に応じて地域防災計画など災害対応に必要な事項について見直しを行い、訓練の習熟度の向上に努める。

#### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
合同防災訓練実施回数	年1回実施 (令和6年)	年1回実施の継続 (令和11年)	危機情報管理課

### ② 消防団や自主防災組織の充実強化

- 消防団の装備・資機材等の充実・強化を図るとともに、消防団員を確保するため、消防団と自主防災組織や婦人防火クラブ等とが連携して地域防災の担い手の育成を進めるなど、地域防災力の充実強化を図る。

#### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
自主防災組織活動カバー率	87.25% (令和6年)	90% (令和11年)	危機情報管理課
消防団員数	97名 (令和6年)	100名 (令和11年)	危機情報管理課

### ③ 防災拠点等の電力確保

- 救助・救急、医療活動の統制等の役割を担う防災拠点等に蓄電池等を設置し、停電時でも救助・救急、医療活動の統制等に必要な電力を確保する。

#### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
蓄電池の整備	4基 (令和6年)	11基 (令和11年)	危機情報管理課

リスクシナリオ	2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
---------	-----	----------------------

### ① 帰宅困難者の受入体制等の確保

- 災害時の帰宅困難者に適切な情報や便宜を提供できる「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発や企業と地域との連携強化など帰宅困難者対策を推進する。
- 道路の通行止めや公共交通機関の運行停止に伴う帰宅困難者の発生に備えて企業や学校における食料や水の備蓄を促進するため、その普及啓発を図る。

### ② 緊急輸送道路等の強化

- 帰宅困難者の発生の抑制と速やかな帰宅を促すために、国や県の道路啓開計画等を踏まえつつ、緊急輸送道路等の耐震化を推進するとともに、複数のルートを確保するため、緊急輸送道路を補完する町道の整備を推進する。
- 町内の道路網の強化に向け、北島町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な橋梁修繕、耐震改修等に取り組む。また、電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する。

### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
通学路安全対策事業	完成 (令和4年)	必要に応じて更新	建設課
橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕	工事施工中 (令和6年)	工事施工中 (令和11年)	建設課
町道5号線交差点改良工事	完成 (令和6年)	—	建設課
町道5029号線拡幅工事	設計 (令和6年)	完成 (令和7年)	建設課

リスクシナリオ	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶等による医療機能の麻痺
	2-5	被災地における感染症等の大規模発生
	2-6	劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生

### ① 災害医療体制の構築

- 災害時においても医療の提供の継続を図るため、病院・診療所の耐震化等を促すとともに、救護所設置予定施設の整備を推進する。
- 応急救護所や医療機関への移送体制の構築に努めるとともに、災害医療体制の構築に向けた医師会・調剤薬局等の連携強化に取り組む。
- 大規模災害時の医療は、町内の医療機関での対応は限界があると想定されることから、DMAT（災害時派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）、災害時コーディネーター等との具体的な連携方法の検討に努める。また、発災後、迅速に災害現場での医療活動を実施するための訓練、連絡体制等の連携に取り組む。

#### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
災害医療マニュアルの策定	未策定 (令和6年)	策定 (令和11年)	健康保険課
医療機関との防災訓練の実施回数	未実施 (令和6年)	実施 (令和8年)	危機情報管理課

### ② 交通網の寸断に備えた支援体制の整備

- 災害時の医療活動の継続が図られるよう、医療活動用車両の確保や燃料供給体制の整備等に取り組むとともに、陸上ルートの寸断等に備え、空からの救助・救出や物資の輸送を行う消防防災ヘリコプター等を活用した災害応急対策が迅速かつ円滑に実施できるよう、ヘリポートの整備を促進する。
- 災害時における医薬品を確保するため、被害想定等から必要な品目・数量等を精査し、備蓄するとともに、関係業界等との協定締結等によりその供給確保体制を構築する。また、救護所への医薬品の迅速な搬送体制についても検討を進める。

#### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
災害用医薬品の備蓄	町医師会等と協定を締結 (令和2年)	継続 (令和11年)	危機情報管理課
物資調達に関する協定締結数	13件 (令和6年)	20件 (令和11年)	危機情報管理課
応急復旧に関する協定締結数	10件 (令和6年)	13件 (令和11年)	危機情報管理課
ヘリポートの整備数	1箇所 (令和2年)	1箇所 (令和11年)	危機情報管理課

### ③ 感染症の発生・まん延防止

- 避難所等における感染症の発生・まん延を防止するため、保健医療機関や県等の関係機関との連携を図りながら、避難所等の状況に応じた手指衛生、汚物処理、食品管理、換気、体調管理等の助言・指導を行う体制の構築に努める。

#### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
災害用医薬品の備蓄	町医師会等と協定を締結 (令和2年)	継続 (令和11年)	危機情報管理課
災害時保健師活動マニュアルの策定	未策定 (令和6年)	策定 (令和11年)	子育て支援課

### ④ 下水道対策による衛生面の悪化防止

- 下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、耐震設計による下水道管渠の整備を進める。
- 生活排水を適正に処理し、健全な水環境を確保するとともに、災害に強い浄化槽の特長を生かし、合併処理浄化槽の整備を推進する。

#### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
下水道管渠の整備	92.3ha (令和6年)	257.1ha (令和17年)	下水道課
合併処理浄化槽の整備	2,922基 (令和5年)	3,565基 (令和17年)	下水道課

## ⑤ 避難環境の向上

- 避難所におけるトイレの衛生環境を改善し、トイレの衛生環境に起因する災害関連死の発生を防ぐなど、避難所における避難者の「生活の質（ＱＯＬ）」の向上を図るため、長期の避難生活に備えた避難所の機能強化を図る。
- 避難所運営におけるリーダーの養成や、子どもや女性の視点を考慮した「避難所運営マニュアル」を作成・改定し、避難所における良好な生活環境に配慮した避難所運営体制づくりを推進する。また、地域住民が主体となって、それぞれの役割に応じた円滑な避難所運営ができるよう、地域ぐるみの取組を促進する。
- 大規模災害が発生しても、外部からの支援者を受け入れながら生活の質に配慮した避難所運営を実施するため、国際的な統一基準である「スフィアスタンダード」の理念を避難所運営従事者に浸透させる。

### ■ 重要業績指標（ＫＰＩ）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
避難所運営マニュアルの整備	策定済 (令和2年)	更新 (令和8年)	危機情報管理課
避難所開設訓練、運営訓練の実施回数	年1回実施 (令和6年)	年1回実施の継続 (令和11年)	危機情報管理課
簡易トイレ等備蓄数	簡易トイレ 190基 排便処理セット 34,200回分 (令和6年)	簡易トイレ 220基 排便処理セット 39,600回分 (令和11年)	危機情報管理課
小学校トイレ（校舎）大規模改造事業 *バリアフリー化（スロープ・バリアフリートイレ）含む	事業計画中 (令和6年)	推進中 (令和16年)	教育委員会
小学校トイレ（体育館）大規模改造事業 *バリアフリー化（スロープ・バリアフリートイレ）含む	設計 (令和5年)	完了 (令和8年)	教育委員会

## ⑥ 要配慮者支援の強化

- 福祉避難所の指定を一層促進するとともに、装備・資機材の充実、各種訓練等により災害対応能力を向上させる。
- 社会福祉施設等については、大規模自然災害の発生に備えて、被災時の迅速な事業復旧を可能とし、利用者への影響を最小限にとどめるためにＢＣＰ等の策定を促進する。
- 発達障がい者向けの防災ハンドブック等を活用し、当事者及び家族や関係機関に対する研修会等を通して、災害に対する意識の向上を図るとともに、町や関係機関等における発達障がい者への支援体制の整備の必要性について周知していく。

### ■ 重要業績指標（ＫＰＩ）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
福祉避難所と連携した避難訓練の実施	未実施 (令和6年)	年1回実施の継続 (令和11年)	危機情報管理課
福祉避難所における避難所運営マニュアルの策定	策定促進 (令和2年)	継続 (令和11年)	危機情報管理課

指標	現状	目標等	担当課
要配慮者施設における避難計画の策定促進	策定率 100% (令和 6 年)	必要に応じて見直し (令和 1 1 年)	危機情報管理課

### (3) 必要不可欠な行政機能は確保する

リスクシナリオ	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ

#### ① 治安の悪化、社会の混乱対策

- 公共の安全と秩序の維持を図るため、警察と連携して、避難所の治安の確保に必要な体制、装備・資機材の充実強化を図る。

#### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
避難所運営マニュアルの整備	策定済 (令和2年)	更新 (令和8年)	危機情報管理課

#### ② 防災拠点施設の機能強化

- 北島町業務継続計画に基づき、停電時の電力や情報・通信システムの確保、代替不能機器等の保全、代替庁舎の選定・確保、物資の備蓄等を推進する。また、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の後発地震に備え、水・食料等の備蓄、非常用発電装置やコンピュータ・システム等重要資機材の点検等、所要の措置を実施する体制づくりを行う。
- エネルギー供給リスクの分散を図るため、防災拠点等における太陽光パネルや蓄電池の設置等、自然エネルギーを活用した自立・分散型電源の導入を促進する。また、本庁舎が被災した場合にも、災害対応を円滑に実施するため、代替機能を持つ拠点における防災機能の強化を図る。

#### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
役場庁舎の浸水対策	発電設備の高所配置 (令和2年)	止水版の設置による 施設機能の一部拡充 (令和11年)	総務課
蓄電池の整備	4基 (令和6年)	11基 (令和11年)	危機情報管理課
北島町業務継続計画の見直し	計画見直し (令和5年)	見直し (令和11年)	危機情報管理課

### ③ 行政機能維持体制の整備

- 北島町業務継続計画に基づき、訓練を定期的に行うことにより、大規模災害時における行政機能の継続及び早期復旧を図る。また、町職員の「防災研修への参加」や「住家被害認定調査員研修等の受講」を推進し、個々の防災能力を向上させることにより、行政機能の維持を図る。
- 大規模災害時においても必要な行政サービスの継続を図るため、県や周辺市町村、さらには遠方の自治体等との相互応援協定等の締結に取り組む。また、他自治体からの応援職員の受入体制や指揮命令系統等の事前検討を行い、大規模災害時における適切な行政運営の維持・早期再開に備える。

#### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
地震被災建築物応急危険度判定士登録者数	17名 (令和6年)	25名 (令和11年)	危機情報管理課
被災宅地危険度判定士登録者数	8名 (令和6年)	12名 (令和11年)	危機情報管理課
住家被害認定調査員数	21名 (令和6年)	31名 (令和11年)	危機情報管理課
他市町村との相互応援協定締結数	3件 (令和2年)	維持継続 (令和11年)	危機情報管理課
受援計画の作成・更新	作成済 (令和6年)	更新 (令和11年)	危機情報管理課

### ④ 情報システム等の機能強化、情報の遺失防止対策の推進

- 役場庁舎が被災しても、速やかに被災者支援をはじめとした各種の自治体業務が再開できるよう、業務システムのクラウド化、発災直前の各種住民データの県外保管等、住民データの遺失を防ぐとともに、自治体機能の早期復旧を図るための対策を講じる。

#### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
業務システムのクラウド化	運用開始 (令和3年)	継続 (令和11年)	危機情報管理課
住民データの遺失防止対策	運用済 (令和2年)	継続 (令和11年)	危機情報管理課

## ⑤ エネルギー供給体制等の整備

- 電力供給遮断などの非常時に、P H V（プラグインハイブリッド自動車）・E V（電気自動車）を用いて避難所等に電力を供給するシステムの普及に努める。
- 災害時の応急活動に不可欠な緊急車両への給油、病院や避難所への燃料供給が確実にできるよう、ガソリンのほか軽油・灯油・重油の流通備蓄に取り組む。

### ■ 重要業績指標（K P I）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
物資調達に関する協定締結数	13件 (令和6年)	20件 (令和11年)	危機情報管理課

#### (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

リスクシナリオ	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

##### ① 情報通信確保対策の推進

- 大規模な災害が発生した際にも、関係機関等との連携が図られるよう、情報通信手段の確保に努める。
- 災害時に電力供給が停止した場合に備え、非常用電源設備の津波浸水対策や燃料備蓄に努める。
- 通信事業者等の回線が停止した場合にも被災状況の確認や復旧活動等に支障を及ぼさないよう、衛星携帯電話の配備等による代替性の確保を図る。

##### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
災害時優先電話回線数	3回線 (令和6年)	5回線 (令和11年)	危機情報管理課
携帯型防災行政無線機の拡充	33基 (令和6年)	35基 (令和11年)	危機情報管理課
衛星携帯電話の整備数	1基 (令和6年)	2基 (令和11年)	危機情報管理課

##### ② 情報伝達体制の強化

- 「北島町防災・情報メール」や「すだちくんメール」をはじめ各種安否確認サービスの全町的な普及を図り、様々な災害情報の共有体制を確立する。
- 発災時の緊急交通路の指定等に伴い、発生することが想定される交通渋滞等による避難の遅れを回避するため、関係機関との連携等により、迅速かつ効果的な道路交通情報の提供手段を確保する。

### ③ 要配慮者への情報伝達体制の整備

- 「要配慮者対策」を効果的に進めるため、避難行動要支援者名簿の共有を地域で図るとともに、避難行動要支援者の個別計画作成の取組を一層促進する。
- 障がいのため意思疎通に支援が必要な方々に、情報・意思疎通支援用具の支援を行うなど、引き続き制度の適正な執行を図るとともに、平素から個々の障がい特性に対する理解と認識を深め、いざという時に適切に対応できるよう、災害時に障がい者を支援するためのハンドブックの周知や研修を実施する。
- 外国人が増加する中、地震、台風、豪雨などの災害に不慣れな外国人に対して、防災に関する啓発を推進する。

#### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
避難行動要支援者に対する個別計画作成	策定中 (令和6年)	策定完了 (令和8年)	社会福祉課

### ④ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の情報伝達体制の確立

- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練の実施等により、情報発表時における防災体制整備・連携体制の強化を図る。また、後発地震が発生してからでは避難が間に合わない地域に居住する住民に対して、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認することや、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の備えに万全を期すよう努めること等を周知する。
- 地域の事前防災・減災体制の整備を促進するため、気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報を活用した防災対応を含めた地域防災計画を策定する。

#### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
北島町地域防災計画への南海トラフ地震臨時情報を活用した防災対応の反映	反映 (令和3年)	必要に応じて見直し (令和11年)	危機情報管理課

## (5) 経済活動を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ	5-1	エネルギー供給の停止、農・工業用水の供給途絶等による、サプライチェーンの維持、生産活動への甚大な影響
	5-2	金融サービスの機能停止による住民生活等への甚大な影響

### ① ライフライン事業者等との連携強化

- 災害時におけるエネルギー供給の停止を防ぐため、各ライフライン事業者における施設・設備の耐震化や津波対策等を推進する。
- 発災時の燃料供給が円滑に行われるよう、石油商業組合等との情報交換等、連携を密にした取組の推進を図る。

### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
応急復旧に関する協定締結数	10件 (令和6年)	13件 (令和11年)	危機情報管理課

### ② 各種BCPの策定・見直しの促進

- 災害発生時における企業の「被害軽減」と「早期の事業再開」の観点から、企業等のBCPをあらかじめ策定しておくことが重要であることから、県や関係機関と連携を図りながら、企業等のBCP策定を促し、「情報システム」「通信手段」の多様化による情報共有、データ・重要文書の保全等を図る。
- 金融機関における建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保やBCP策定・実効性向上等の取組を促進する。
- 大規模災害後も安定した食料等の供給を行うため、農業協同組合など関係団体が進めるBCPの策定や必要に応じた見直しを促進する。

### ③ 被災企業等に対する支援対策

- 被災した企業への支援が円滑に行われるよう、被災企業に対する融資制度である「災害対策資金」について、周知を図る。

**(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる**

リスクシナリオ	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）、石油・L P ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止

**① ライフラインの早期復旧に向けた体制整備**

- 経済活動の早期再開の実現には、ライフラインの復旧等が不可欠であり、ライフライン事業者との協定の締結に取り組むとともに、早期の応急・復旧活動の支援体制の強化、活動拠点の確保等の条件整備に努める。

**■ 重要業績指標（KPI）及び目標等**

指標	現状	目標等	担当課
応急復旧に関する協定締結数	10件 (令和6年)	13件 (令和11年)	危機情報管理課

**② 避難所等の電力確保**

- 災害時の非常用電源を確保するため、非常用自家発電設備の整備を促進するとともに、公共施設や医療・福祉施設、主要な避難所等において太陽光パネル及び蓄電池等の設置を図り、自立・分散型の電力供給体制の強化に努める。
- 次世代エコカー（EV（電気自動車）、FCV（燃料電池自動車）、PHV（プラグインハイブリッド自動車）等）の優れた蓄電・発電機能が災害時の非常用電源として有効活用できることについて、広く住民の理解を深め、普及拡大を促進する。

**■ 重要業績指標（KPI）及び目標等**

指標	現状	目標等	担当課
指定避難所における非常用電源の整備率	66% (令和6年)	100% (令和11年)	危機情報管理課

### ③ 水道施設の耐震化【再掲】

- 大規模地震等において、住民の生活等を守り、水使用における不便・不安が生じることが無いよう、当面の間、①重要給水施設（※）に供給する管路の耐震化、②鳴門市との共同浄水場の整備の2事業を優先的に実施する。

#### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
重要給水施設配水管の耐震化率	72.0% (令和5年)	100% (令和11年)	水道課
水道施設共同化による耐震化 (浄水場)	工事施工中 (令和6年)	供用開始 (令和8年)	水道課

※重要給水施設（14施設）

- ①北島町総合庁舎、②北島中学校、③北島小学校、④北島北小学校、⑤北島南小学校、  
⑥北島北公園総合体育館（Y G Kドーム）、⑦北島町立保育所、⑧北島町民体育センター、  
⑨北島町温水プール（サンビレッジ北島）、⑩グループホーム 癒音、⑪グループホーム えんじゅ、  
⑫特別擁護老人ホーム ライデン、⑬きたじま田岡病院、⑭板野東部消防組合消防本部

### ④ 汚水処理施設の耐震化

- 下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、下水管渠における耐震化を進めるとともに、下水処理場における津波対策を推進する。
- 老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。また、浄化槽については、合併処理浄化槽の普及を促進する。さらに、浄化槽台帳データの更新を進め、設置・管理状況の把握を促進する。

#### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
下水道管渠の整備	92.3ha (令和6年)	257.1ha (令和17年)	下水道課
合併処理浄化槽の整備	2,922基 (令和5年)	3,565基 (令和17年)	下水道課

### ⑤ 道路交通施設等の機能確保【再掲】

- 町内の道路網の強化に向け、北島町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な橋梁修繕、耐震改修等に取り組む。また、電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する。
- 高齢化に伴う技術者減に備えるとともに、各道路管理者と連携し、現場研修や新技術の導入等を進め、点検整備の実効性を高める。
- 発災後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧を行うため、なお一層、関係機関との情報収集・共有体制を整える。

### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
通学路安全対策事業	完成 (令和4年)	必要に応じて更新	建設課
橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕	工事施工中 (令和6年)	工事施工中 (令和11年)	建設課
町道5号線交差点改良工事	完成 (令和6年)	—	建設課
町道5029号線拡幅工事	設計 (令和6年)	完成 (令和7年)	建設課

### ⑥ 河川堤防の整備促進等【再掲】

- 自然との共生及び環境との調和に配慮しつつ、国、県と連携のもと、河川堤防等の整備と耐震対策や水門、樋門、陸閘等の自動化・統廃合・常時閉鎖を推進する。

### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
河川区域の合同巡視や要望	出水期前に実施 (令和6年)	継続 (令和11年)	危機情報管理課
旧吉野川・今切川の地震・津波対策の促進	工事施工中 (令和6年)	工事施工中 (令和11年)	国 (危機情報管理課)
水門・樋門等の自動化・閉鎖率	51% (令和6年)	継続 (令和11年)	国・県 (建設課)

## (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

リスクシナリオ	7-1	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
	7-2	有害物質の大規模拡散・流出による二次被害の発生

### ① 住宅・建築物の耐震化等の促進【再掲】

- 南海トラフ地震から住民の生命を守るためには住宅の耐震化が最重要課題であるとの認識のもと、木造住宅耐震化事業の活用を促しながら、住宅の耐震化に努める。
- 住宅の耐震化や家具の転倒防止、ブロック塀の転倒防止等の対策による被害の抑制を進めるとともに、各種の補助事業の継続と周知に取り組む。
- 社会福祉施設は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であるため、施設の耐震化、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修、非常用自家発電設備・給水設備などの整備等の対策を講じ、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める。

### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
住宅の耐震化率	死者ゼロを目指す (令和3年)	継続 (令和11年)	危機情報管理課
耐震診断等件数	15件 (令和2年～ 令和6年平均)	20件 (令和7年～ 令和11年平均)	危機情報管理課
地域介護・福祉空間の整備	該当があれば実施 (令和6年)	継続 (令和11年)	健康保険課

### ② 防災・減災対策を踏まえたまちづくり【再掲】

- 空家等対策の推進に関する特別措置法の施行を踏まえ、空家等の倒壊を防止し、地域の防災力向上や居住環境の改善、地域活力の一助につなげていくため、老朽化して危険な空家の除却や活用に努める（空き家再生等促進事業）。
- 東日本大震災では津波火災が多数の箇所が発生しており、南海トラフ地震に伴う津波による津波火災についても、被害を軽減するための方策について検討を進める。

### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
空家等対策計画の策定	策定済 (平成28年)	必要に応じて見直し (令和10年)	まちみらい課
老朽危険建築物（空家等）除却戸数	2件/年 (令和7年)	2件/年 (令和11年)	まちみらい課
北島町都市計画マスタープラン	策定済 (令和2年)	必要に応じて更新 (令和8年)	建設課

### ③ 緊急通行車両事前届出制度等の的確な運用

- 発災後、迅速な道路啓開に向けて、国や県の道路啓開計画等を踏まえつつ、緊急輸送道路を補完する町道の整備を推進するとともに、緊急通行車両事前届出制度等の的確な運用を行う。

### ④ 有害物質等の拡散防止対策

- 平時から危険物の保有・保管状況等の実態把握に努めるとともに、設備や保管方法の見直しを適切に行うよう指導し、事業者の適正管理により津波や地震による流出の防止を図る。

## (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

リスクシナリオ	8-1	大量に発生する災害廃棄物等の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-3	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失

### ① 災害廃棄物等の処理

- 既存の処理施設（焼却施設、破砕機等）だけでは、災害廃棄物等の処理に長時間を要することから、「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）」に基づき推計した災害廃棄物等の発生量にあわせ、仮置場の候補地を選定する。
- 災害時に災害ごみや大量のがれきがスムーズに処理できるよう、「徳島県災害廃棄物処理計画」や「市町村災害廃棄物処理計画策定ガイドライン」を踏まえた、北島町災害廃棄物処理計画について見直しを行う。
- 災害時には、災害ごみや大量のがれきが発生するため、事前にスムーズながれきの搬入が可能となる産業廃棄物処理業者や解体業者との協定締結を進める。

### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
北島町災害廃棄物処理計画の見直し	更新 (令和5年)	必要に応じて見直し (令和11年)	清掃センター
がれき仮置場の候補地の選定	選定中 (令和6年)	選定 (令和11年)	清掃センター
災害時協定締結数 (産業廃棄物処理業者、解体業者)	県協定にて対応 (令和6年)	継続 (令和11年)	清掃センター

## ② 浸水対策の推進

- 地震・津波等による浸水への対策を着実に推進するため、引き続き河川堤防等の耐震化を推進するとともに、排水ポンプ長寿命化対策の計画的な実施を図る。
- 高潮による被害の軽減を図るため、住民の円滑かつ迅速な避難に資する高潮ハザードマップの作成や破堤防止のための堤防補強など、ソフト・ハードの両面から高潮対策を推進する。

### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
旧吉野川・今切川の地震・津波対策の促進	工事施工中 (令和6年)	工事施工中 (令和11年)	国 (危機情報管理課)
河川区域の合同巡視や要望	出水期前に実施 (令和6年)	継続 (令和11年)	危機情報管理課
排水ポンプ長寿命化対策	促進 (令和6年)	促進 (令和10年)	建設課
高潮ハザードマップの作成	作成 (令和3年)	必要に応じて見直し (令和11年)	危機情報管理課

## ③ 公共土木施設等の老朽化対策の促進

- 公共土木施設の多くは、高度経済成長期に整備され、多くの施設が急激に高齢期を迎えることから、ライフサイクルコストの最小化や予算の平準化を図るための長寿命化対策を推進する。

### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
公共土木施設等の長寿命化対策	促進 (令和6年)	促進 (令和10年)	建設課

## ④ 排水ポンプ車稼働訓練の実施等による実効性の向上

- 排水ポンプ車を保有している国土交通省と連携し、情報伝達訓練及び排水ポンプ車稼働訓練を行い、実効性の向上を図る。

### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
国土交通省と連携した情報伝達訓練及び排水ポンプ車稼働訓練の実施回数	未実施 (令和6年)	実施 (令和11年)	危機情報管理課

## ⑤ 液状化対策の推進

- 公表された被害想定を基に、必要に応じて液状化ハザードマップの更新を行うとともに、住民への周知を図る。

## ⑥ 地籍調査の推進

- 被災後の迅速な復旧・復興が可能となるよう、地籍調査の促進を図る。

## ⑦ 被災した宅地・建物の調査を行える人材の確保

- 大規模災害発生時において、罹災証明発行の前提となる住家被害認定調査を円滑に実施するため、町職員に対して実践的な研修を実施し、専門人材を養成する。

### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
地震被災建築物応急危険度判定士登録者数	17名 (令和6年)	25名 (令和11年)	危機情報管理課
被災宅地危険度判定士登録者数	8名 (令和6年)	12名 (令和11年)	危機情報管理課
住家被害認定調査員数	21名 (令和6年)	31名 (令和11年)	危機情報管理課

## ⑧ 応急仮設住宅用地の確保

- 発災後に速やかに応急仮設住宅を建設できるよう、事前の用地確保を推進する。
- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平常時から応急段階から復旧・復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行う。
- 防災関係機関が被災状況等を同一のGIS上で情報共有できる災害時情報共有システムを活用し、大規模災害発生時における空地の利用について平時から情報共有を図る。

### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
応急仮設住宅用地の確保	県と協議 (令和2年)	検討促進 (令和11年)	県 危機情報管理課

## ⑨ 貴重な文化財の保護

- 文化財の喪失を防ぐため、平時から住民の文化財保護意識を醸成するとともに、徳島県教育委員会が平成23年に作成した「文化財災害対応マニュアル」を活用し、所有者等に文化財の耐震化についての意識向上を図る。
- 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を推進する。
- 文化財の展示方法・収蔵方法等を点検・改善するとともに、関係機関・団体との連携を深め、災害発生時にスムーズな文化財レスキュー活動ができるよう態勢を整える。また、展示・収蔵資料のほか、各地の有形無形の文化財等を映像等に記録し、有形文化財の修繕や無形文化財の継承・復興に役立てるため、アーカイブしておく。

リスクシナリオ	8-5	地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-6	速やかな復興に資する計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

### ① 地場産業を構成する事業者等のBCP策定の促進等

- 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等のBCPの策定や将来の担い手育成、地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、平時から地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンの検討を進める。
- 被災者生活再建支援制度については、支給対象の拡大や被害認定方法の簡素化など制度の充実について国に要望するとともに、被災者が早期に生活再建できるよう「住家の被害認定」や「被災者生活再建支援制度」の研修を強化し、町職員の能力の向上を図る。

### ② 復興を支える人材の確保・育成

- 大規模災害時における建設関係技術者や建築技術者の人材確保に向け、行政（県や町等）の技術職員OBやボランティアの確保・育成等に努めるとともに、復興の基盤整備を担う建設業の人材育成を図る。
- 次世代を担う若者がまちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整える。

#### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
災害時協定の締結状況（建設業者）	締結済 (令和6年)	継続 (令和11年)	危機情報管理課

### ③ 自主防災組織等の充実強化

- 自主防災組織活動の活性化に係る支援を行う。また、消防団の強化や各地域における防災リーダーの育成を図るとともに、訓練を通じて災害に強い地域コミュニティの構築を図る。

#### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
防災士登録者数（町内）	144名 (令和6年)	200名 (令和11年)	危機情報管理課
自主防災組織活動カバー率	87.25% (令和6年)	90% (令和11年)	危機情報管理課
防災訓練実施回数	年1回実施 (令和6年)	年1回実施の継続 (令和11年)	危機情報管理課

#### ④ 救助・救急、消防活動体制の整備【再掲】

- 円滑な救助・救急、消防活動等に向け、常備消防の広域的な連携強化、消防団員の確保対策を促進する。
- 消防等の体制や訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備・資機材のさらなる整備を図るとともに、消防団や自主防災組織の充実強化による初動対応力の向上を図る。

#### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
消防団員数	97名 (令和6年)	100名 (令和11年)	板野東部消防組合 (危機情報管理課)

#### ⑤ 事前復興計画の策定

- 南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に見舞われたとしても、速やかな復興が図られるよう、災害廃棄物仮置場や仮設住宅用地の確保、復興計画策定に必要な基本的データの整備などハード・ソフト面における事前復興（事前準備）を推進する。

#### ■ 重要業績指標（KPI）及び目標等

指標	現状	目標等	担当課
事前復興計画の策定	未策定 (令和6年)	検討 (令和11年)	危機情報管理課

### 3 横断的施策分野の推進方針

#### (1) リスクコミュニケーション分野

---

- 住民、自主防災組織、事業者、ボランティア、学校、県、町その他の関係者が、大規模災害発生時における男女共同参画等の様々な視点及び要配慮者をはじめとするあらゆる者の人権に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、防災訓練を実施するなど、相互に緊密に連携して協働することにより、大規模災害対策を着実に実施する。
- リスクコミュニケーションが成立する前提となる関係者間の信頼関係は、対話を重ねることで構築されていくものであることから、リスクコミュニケーションの実践を企画・運営する、又は場の進行やまとめを行う機能を担う人材（媒介機能を担う人材）を育成する。
- 住民の誰もがいつでも防災について学ぶことができる機会を提供するなど、地域の「防災リーダー」となる防災を担う人材を育成する。
- 児童生徒の災害に適切に対応する能力、主体的に判断して行動する能力を高めるため、各学校が家庭・地域・関係機関と連携した防災訓練や発達段階に応じた防災教育等を推進する。
- 災害から児童生徒の安全を確保するため、防災教育に係る指導力を高め、地域と連携した防災訓練等を実施する「防災士の資格を持つ教員」の養成を推進する。

#### (2) 長寿命化対策分野

---

- 災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進し、「既存ストックの積極的な有効活用」を通じて予防保全型の継ぎ目ないメンテナンスサイクルを基礎とする「老朽施設の戦略的な長寿命化」を実行し、地域強靱化に資するとともに住民の安全安心の確保を図る。
- 計画を戦略的に実行していくため、情報の管理・共有をはじめ、全庁をあげた推進体制を構築する。
- 施設類型ごとの個別施設計画を早期に整備するとともに、総合管理計画との整合性を図りながら取組を充実・深化させる。

## V 施策の重点化

施策の推進に当たっては、財源的な制約の中で本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮して、プログラムの重点化を図る必要がある。このため、本町が直面するリスクを踏まえて、「人命の保護」を最優先として、4つの基本目標に対する効果や効率性、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度、また、「北島町第5次振興計画」に沿った取組や県計画で示された重点化プログラムと調和を図りながら、重点化すべきプログラムを選定した。

重点化すべきプログラムにより回避すべき「起きてはならない最悪の事態」は次表のとおりとし、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じて重点化プログラムの見直しや新たな設定を行うものとする。

### ■ 重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	重点化すべきプログラムに係る 起きてはならない最悪の事態	
1. 人命の保護が最大限図られる	① 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
2. 本町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-6	劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生
3. 住民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる	③ 必要不可欠な行政機能は確保する	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ
		④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-2
4. 迅速な復旧・復興を可能にする	⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-5	地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

## VI 計画の推進と進捗管理

### 1 推進体制

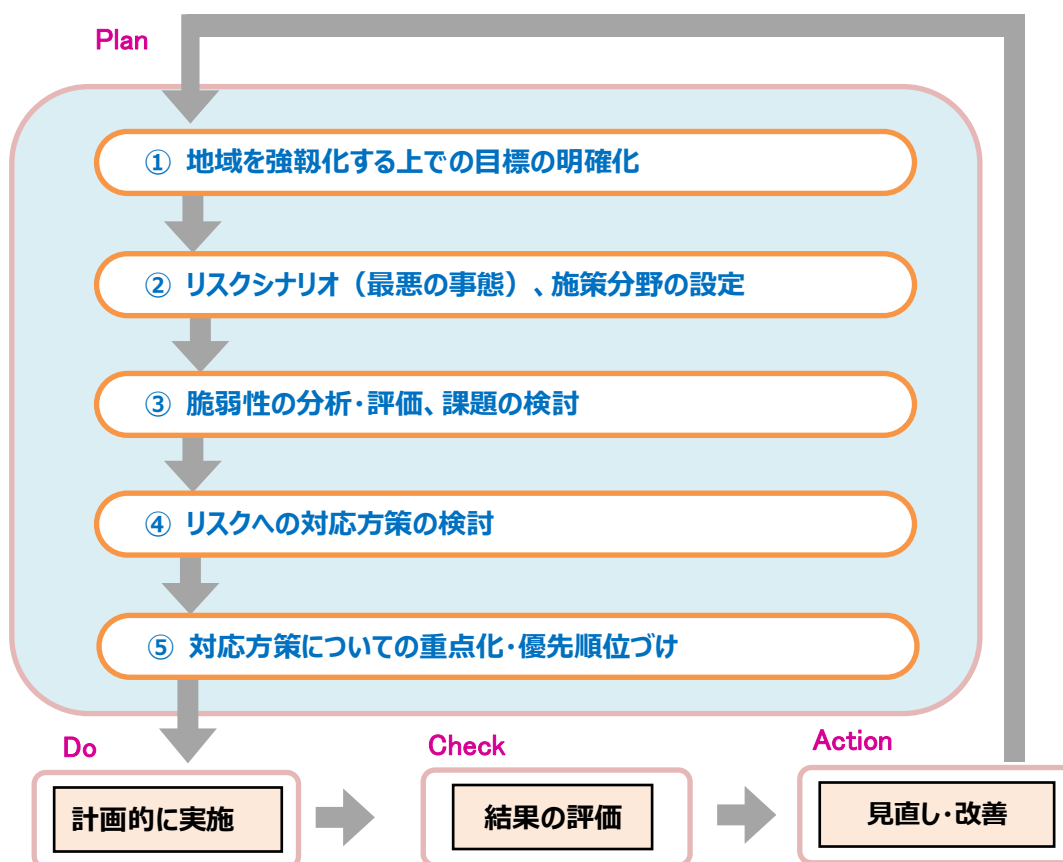
計画の推進については、町をはじめ、国、県、民間事業者、NPO団体、住民等の叡智を結集し、本町の総力をあげた体制で、各々が単独又は連携して取り組むものとする。

また、町域を超えた広域での地域計画の策定が課題になると考えられることから、これを念頭に置いて連携を図るものとする。

### 2 計画の進捗管理と見直し

地域計画による強靱化施策を着実に推進するため、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を整備し、プログラムごとに設定した重要業績指標の目標値を用いて進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルを繰り返して、プログラムの見直しを適切に行うものとする。

なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や新たな施策の導入等に応じて継続的に見直すものとする。



■ 地域計画におけるPDCAサイクル ■



## 別紙1：起きてはならない最悪の事態の様相

### 1 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る

1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
<p>南海トラフ地震や中央構造線断層帯を震源とする直下型地震が発生し、町全域で強い揺れに見舞われた。その直後には、旧吉野川流域等では液状化が発生した。このため、耐震化が不十分な住宅やビルのほか、病院、店舗等の不特定多数の方が利用する建築物や学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物が倒壊した。また、倒壊を免れた建築物の中には、非構造部材の落下や棚等が転倒した。これらによって多くの死傷者が発生した。</p>	
1-2	市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
<p>市街地の各所で火災が発生した。また、倒壊した建物等による道路の通行止めや断水の影響で消火が十分にできず、延焼が拡大し、多くの死傷者が発生した。</p> <p>さらに、津波により、燃料漏れを起こしながら流される漁船や車、ガスボンベから噴出するガス、石油タンクから流出した油などに引火して、その火が津波による漂流物とともに街を襲い、市街地では大規模な火災が発生した。津波が退かない状況の中で、津波避難ビルも襲われ、消火ができないことから、多くの犠牲者が発生した。</p>	
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
<p>南海トラフ地震が発生し、大津波が襲来した。地震による強い揺れで河川の堤防等が損壊するとともに、津波が河川を遡上し内陸部まで到達したことにより、広い範囲で甚大な被害が発生した。地震や液状化により主要幹線道路が寸断され、また、停電により信号機が消えたことにより、一斉に渋滞が発生し、車による素早い避難ができず、大混乱となった。逃げ遅れた住民に多くの死傷者が発生した。</p>	
1-4	突発的、広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
<p>気候変動等に伴い頻発化・激甚化する豪雨や大型化する台風の襲来等に伴って、長時間の激しい降雨に見舞われたことにより、河川の水位が急激に増し、堤防からの越水又は決壊による浸水被害が発生した。</p>	

**2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する**

2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
<p>南海トラフ地震が発生。その被害は関東から九州の広い範囲に及んだ。本州四国連絡道路など高速道路は被害が少なかったため、いち早く通行が確保されたが、県内の緊急輸送道路については、津波や土砂崩れにより至るところで通行不能となり、被災地への輸送は困難な状態が続いた。また、港湾についても、航路の啓開作業や港湾までの道路啓開に時間を要し、食料や飲料水の搬送が困難な状況が続いた。県外からの救援物資は、カウンターパートを結んでいる鳥取県等から被災直後より供給が開始されたが、あまりにも被害が広域なため、物資の供給が長期停止した。</p> <p>さらに、地震に伴い、四国内の各発電所の多くが、揺れや、津波、地盤沈下、土砂崩れ等により大きな被害を受け、長期停止に陥った。他地域からの送電も、配電線の断裂、変電所の損傷などにより、直ぐに受入体制が整わず、石油等の燃料についても、基幹道路や港湾施設等の被害により、受入れ及び輸送ができないため、社会経済活動が長期に停止した。</p>	
2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
<p>南海トラフ地震が発生し、自衛隊、警察、消防等の施設は、津波による人的被害は免れたものの、車両や資機材の一部に被害が出た。救助・救急活動については、他県から応援が駆けつけたものの、被害が県下全域に及ぶことから、その人員や資機材が絶対的に不足するとともに、倒壊又は流出した住宅や津波堆積物等の影響、道路の通行止めなどにより思うように進まないという事態が発生した。</p>	
2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
<p>南海トラフ地震が発生し、鉄道や幹線道路の損壊により公共交通機関は全面的に運休するとともに、自動車での帰宅も困難となった。</p> <p>このため、自宅に帰ることのできない人が、勤務先や駅及び緊急避難場所などに溢れ、水・食料等の供給が不足する事態が発生した。</p>	
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶等による医療機能の麻痺
<p>臨海部にある火力発電所が南海トラフ地震・津波により被害を受けたため、稼働不能に陥り、送電線も広範囲で断線した。このため、電力供給が長期にわたり途絶することとなった。</p> <p>また、ガソリンや軽油等については、広域的な道路の通行止めや石油備蓄施設の損壊などの影響で、町への供給が長期にわたり途絶した。救急病院の自家発電装置や救助・救急活動に必要な車両等の燃料の備蓄は数日分しかなかったため、助かる命が助からない事態が発生した。</p> <p>南海トラフ地震による揺れ、津波により、医療機関の多くが被害を受け、使用不能の事態に至った。被災した有床の医療機関では、被害の少ない医療機関への患者の輸送などが急がれるも、医療従事者の被災状況や基幹道路の復旧の遅れ、輸送手段の不足などにより、搬送できないことに加え、薬や医療器材の不足により、医療の提供自体が危ぶまれる事態が発生した。</p>	

2-5	被災地における感染症等の大規模発生
<p>寒さの厳しい時期に南海トラフ地震が発生。地震・津波により下水道及び上水道施設が損壊し、汚水の処理ができなくなったことなどから不衛生な状況となった。</p> <p>また、医療従事者や医薬品の不足により十分な治療が受けられない状態が続いた。</p> <p>さらに、避難所も寒さが厳しい上に、大勢の避難者が生活している中、断水や手指消毒剤・マスク等衛生用品の不足から、インフルエンザや感染性胃腸炎などの感染症が大規模発生し、免疫力が低下している高齢者や幼児が重症化した。</p>	
2-6	劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生
<p>南海トラフ地震の発生による電源喪失等により、病院入院中の患者はもとより、在宅医療を受けている継続治療が必要な患者が治療を受けられない事態（人工呼吸器、人工透析等）が起こり、多数の死者が発生した。</p> <p>また、避難所における劣悪なトイレ環境によりトイレを敬遠した避難者が、水分摂取を控えたため、エコノミックラズ症候群により死亡した。</p> <p>さらに、長期にわたる避難所や仮設住宅の生活により、肺炎や慢性疾患による死亡、さらにはストレス関連障がい等による自殺者が発生した。</p>	

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
<p>南海トラフ地震が発生後、被災者は、ライフラインの途絶、食料や水の不足もあり、自宅を離れ、避難所などへ避難したことから、被災地域は無人死亡となった。</p> <p>また、警察も地震や津波で死傷者が発生し、かつ、車両や資機材にも被害が出た上、被災しなかった警察官も人命の救出に優先的に当たったことから、被災地域のパトロールが手薄になり、治安が悪化した。</p> <p>さらに、大規模な停電が発生し、非常用電源装置が整備された信号機以外の信号機はすべて滅灯した。このため、無秩序に走行する車や津波から避難しようとする車が多重衝突事故や人身事故を起こすなど、重大事故が多発した。</p>	
3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ
<p>南海トラフ地震による強い揺れと津波により、町職員をはじめとする行政職員に多くの死傷者が出た。</p> <p>また、国、県、市町村をはじめ、防災関係機関との情報通信も途絶した。</p> <p>さらに、庁舎や学校をはじめとする行政関係の庁舎の一部は建物及び設備が使用不能となり、代替施設にて災害対策本部を設置したものの、災害対応の経験が不足したことから、初動対応に遅れが生じた。</p>	

#### 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
<p>南海トラフ地震や中央構造線断層帯を震源とする地震等により、四国内の各発電所や変電所が大きな被害を受け、長期停止に陥った。</p> <p>また、送電設備、石油等の燃料についても、基幹道路等や港湾施設等の被害により復旧や輸送ができない。このため、携帯電話をはじめ、あらゆる情報通信が長期間麻痺し、住民生活や経済活動に大きな影響が出た。</p>	
4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、南海トラフ地震臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
<p>南海トラフ地震や中央活断層帯を震源とする地震により、テレビやラジオ局の損壊とともに、長期にわたり、電力供給が停止する事態が発生した。また、津波の影響を受けたところでは、機器が浸水のため使用不能となった。このため、住民に重要な情報が届かない事態が発生した。</p> <p>さらに、町全域が震度6弱以上の強い揺れに見舞われたことによる通信手段の断絶や、超大型台風襲来時の避難指示等の遅れなどにより、住民の避難行動の開始が遅れた。</p> <p>また、南海トラフ沿いで東側を中心とする半割れが発生し、南海トラフ地震臨時情報が発表されたが、防災対応を運用する体制が整っていないため、時間差で発生した後発地震により多数の死傷者が発生した。</p>	

#### 5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1	エネルギー供給の停止、農・工業用水の供給途絶等による、サプライチェーンの維持、生産活動への甚大な影響
<p>南海トラフ地震やそれに伴う津波、大型台風、集中豪雨等により、四国内の各発電所の多くが、大きな被害を受け、長期停止に陥った。他地域からの送電も、配電線の断裂、変電所の損傷などにより、直ぐに受入体制が整わず、石油等の燃料についても、基幹道路等の被害により、受入及び輸送ができないため、社会経済活動が長期に停止した。</p> <p>また、製造業等の工場施設が揺れや津波、地盤沈下等による被害を受けたことにより、部品組立等の生産ラインの稼働がストップするとともに、地震や液状化により主要幹線道路が寸断され、部品の調達等ができなくなったことから、地元企業の生産力が大きく低下した。</p> <p>さらに、町全域の至る所で農・工業用水道の配管が破断し、さらに、津波の襲来により被害が拡大ことで、農・工業用水等が長期にわたり供給停止となり、住民の生活や農工業に大きなダメージを与えた。</p>	
5-2	金融サービスの機能停止による住民生活等への甚大な影響
<p>南海トラフ地震や中央構造線活断層を震源とする直下型地震により、建物の倒壊や津波による被害、また、電力の供給がストップするなどにより、金融サービス機能が停止し、預金の引き出し、入金、送金などができなくなり、住民の生活や経済活動に大きな支障をきたすこととなった。</p>	

## 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるととも

### に、早期に復旧させる

6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
南海トラフ地震の揺れや津波等により、火力発電所や変電所が被害を受け、送電線の寸断、鉄塔の倒壊もあり、電力供給が停止した。また、石油・LPガスのタンクも海岸線にあることから甚大な被害を受け、供給能力を喪失した。	
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
南海トラフ地震による強い揺れや液状化により、町内の至る所で上水道の配管が破断し、津波浸水想定区域では、さらに津波の来襲により、被害が拡大した。また、大型台風等の集中豪雨、河川氾濫により取水施設や浄水施設、管路などが破損した。このため、上水道が長期にわたり供給停止となり、住民の生活に大きなダメージを与えた。	
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
南海トラフ地震の揺れにより、松茂町にある終末処理場は液状化と地盤沈下による大きな被害を受け、さらに津波に襲われて、設備等が浸水することで、長期の機能停止に陥った。また、下水管やマンホールが液状化によって広い範囲で浮き上がり、旧吉野川流域下水道は長期の機能不全に陥った。	
6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
南海トラフ地震やそれに伴う津波、大型台風、集中豪雨等により交通網が断絶した。 また、南海トラフ地震による揺れは、広域に震度6弱以上の震度となったため、陸上交通は、関西圏はもちろん山陽圏にも被害を及ぼし、四国に架かる3つの橋や高速道路も甚大な被害を受けて、四国が孤立した。	

## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
南海トラフ地震の揺れにより、沿線や沿道の建物やブロック塀が倒壊し、人的被害が発生するとともに、避難路となるべき道路が塞がれ、自動車での避難はもちろん、徒歩での避難の支障になり、さらに、車が道路に放置されたことから、交通麻痺が発生した。特に、木造住宅が密集する地域では、道幅も狭い箇所が多いことから、より深刻な事態が発生した。	
7-2	有害物質の大規模拡散・流出による二次被害の発生
大規模な地震の発生による揺れにより、工場や事業場の有害化学物質貯蔵設備等が損壊した。また、その後発生する津波により、有害化学物質が周辺土壌や河川に流出し、健康被害の発生や土壌・水質汚染等の二次被害が発生した。さらに、当該有害化学物質による農水産物の安全性を懸念する風評被害が生じた。	

## 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1	<b>大量に発生する災害廃棄物等の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態</b>
<p>南海トラフ地震による揺れ・液状化等による家屋倒壊のほか、津波の発生により災害廃棄物や津波堆積物が大量に発生した。廃棄物を一時的に保管する仮置場の設置が間に合わず、町中に廃棄物が溢れ、道路の通行にも支障が生じた。また、悪臭や粉じんが発生し、生活環境が著しく悪化した。</p> <p>さらに、広域処理の調整がつかず、被災地で処理しなければならない状態となり処理が長期化し、復旧・復興が大幅に遅れた。</p>	
8-2	<b>広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態</b>
<p>南海トラフ地震の揺れにより、堤防や護岸、排水機場等が被災するとともに、地盤沈下や地震による液状化により地盤が低下したところへ津波が襲来することで広域が水没し、塩害を受け、農地は広範囲にわたりがれきや海水の流入により甚大な被害を受けた。その後も長期にわたり水没した状態となり、さらに台風に襲われ被害が拡大するなど復旧・復興が大幅に遅れた。</p>	
8-3	<b>事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</b>
<p>南海トラフ地震の発生に伴う揺れや津波により住宅が著しく損壊し、応急仮設住宅等の建設候補地が公有地だけでは不足した。</p> <p>また、事前に選定していた民有地の所有者等の特定に多大な時間を要し、応急仮設住宅等の建設が遅れ、被災からの復興まちづくりが大幅に遅れた。</p>	
8-4	<b>貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失</b>
<p>南海トラフ地震・津波により、沿岸域を中心に地域社会の結びつきを維持し、また、地域の歴史と伝統を伝えてきた有形・無形の貴重な文化財が失われた。また、祭り行事等の停止などから、地域コミュニティの復興に支障が生じた。</p>	
8-5	<b>地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態</b>
<p>南海トラフ地震・津波により、道路啓開等を行うための人材、重機等が壊滅的な打撃を受けた。</p> <p>また、被害が超広域であるため、他県からの支援も困難な状況であり、基幹道路の啓開等を担う人材や重機、資機材等が不足したことにより、復旧・復興が大幅に遅れた。</p> <p>南海トラフ地震で津波被害に遭った地域は、余震等により津波が再襲来する危険もあることから、被災者は指定緊急避難場所などへ避難していた。また、警察も津波等で被害を受けた上、人命の救出に優先的に当たっていたことから、被災地域のパトロールが手薄となり、被災住宅等における窃盗事件が多発した。これら治安の悪化や長期の避難生活による地域コミュニティの崩壊等により、地域住民の合意形成が進まず、復興まちづくりなどの復興作業が大幅に遅れた。</p>	
8-6	<b>速やかな復興に資する計画等の欠如による地域経済への甚大な影響</b>
<p>南海トラフ地震・津波により、多くの企業が被災した。また、壊滅的な被害を免れた企業においても業務継続計画（BCP）の策定等による事前の備えを怠っていたため、事業の停滞期間が長引き、地域経済の復興が大幅に遅れた。</p>	

## 別紙2：起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

### 1 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る

1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化状況やその維持管理、建て替えに係る更新時期やその費用を勘案し、統合・廃止・存続等など施設の今後のあり方について検討する必要がある。【①-1】</li> <li>● 学校施設の耐震化率は、財政支援措置の拡充等によりほぼ完了したが、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、避難所として機能するための防災機能強化等が必要である。【①-2】</li> <li>● 住宅・建築物等の耐震化率は、支援制度の充実を図ること等により一定の進捗がみられるが、私有財産である建築物の耐震化を行うか否かは、最終的に所有者の自発的意志により決められることから、関係機関との連携のもと、個々のニーズに的確に対応したきめ細やかな対応が必要である。【②-1】</li> <li>● 社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やブロック塀の安全対策、自家発電設備の導入促進などにより、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。【①-3】</li> <li>● 活断層のずれに伴う被害を未然に防ぐため、中央構造線断層帯における土地利用適正化の推進が必要である。【③-1】</li> <li>● 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、住民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。【④-1】</li> <li>● 道路交通施設については、電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。また、高齢化に伴う技術者減に備え、各道路管理者と連携し、現場研修や新技術の導入等を進め、点検整備の実効性を高める必要がある。【⑤-1】</li> <li>● 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、町や住民等がそれぞれ必要となる防災対応を実施できるよう、南海トラフ地震臨時情報の発表を正確に伝達する体制づくりや、住民等からの問い合わせ窓口の整備が必要である。【⑥-1】</li> </ul>	

1-2	市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東日本大震災では、津波火災が多数の箇所で発生しており、南海トラフ地震に伴う津波による津波火災についても、被害を軽減するための方策を検討する必要がある。【③-2】</li> <li>● 地震による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等について、設置を促進する必要がある。【⑦-1】</li> <li>● 地震や津波によるL Pガスの放出による延焼を防止するため、L Pガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。【⑦-2】</li> <li>● 消防力の強化については、消防組織法により消防庁が定める基準に基づき、消防職員・消防団員の教育訓練を計画に沿って行う必要がある。【⑧-1】</li> <li>● 消防等の体制や訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備・資機材のさらなる整備を図るとともに、消防団や自主防災組織の充実強化による初動対応力の向上を図る必要がある。【⑧-2】</li> </ul>	
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 津波からの即避難率 100%を目指し住民の意識啓発を促進するとともに、津波・洪水浸水想定や震度分布などの防災情報を、地図情報として視覚的に分かりやすく、インターネット上に公開することで、日頃から避難場所や避難経路などの確認できる環境を実現し、住民の防災意識向上を図る必要がある。【①-1】</li> <li>● 「要配慮者対策」を効果的に進めるため、避難行動要支援者名簿の地域との共有及び避難行動要支援者の個別計画作成の取組を一層促進する必要がある。【②-1】</li> <li>● 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合を想定し、要配慮者利用施設における入居者等の安全確保や避難計画等を定めるなど、緊急時の防災対応を整備しておく必要がある。【②-2】</li> <li>● 津波に対する避難路や避難場所については、住民が自ら行う「マイ避難路」をはじめ、避難路・避難場所等の整備を進めるとともに、津波避難ビルの指定も積極的に行っているところであり、今後も引き続き、津波避難困難地の解消に向けて取り組む必要がある。【③-1】</li> <li>● 河川堤防等の整備と耐震対策や水門、樋門、陸閘等の自動化・統廃合・常時閉鎖を推進する必要がある。【④-1】</li> <li>● J - A L E R T から伝達される津波情報をいち早く確実に住民に伝えるため、関係機関と連携のもと、情報伝達体制の強化や訓練の実施に努める必要がある。【⑤-1】</li> <li>● 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、町や住民等がそれぞれ必要となる防災対応を実施できるよう、南海トラフ地震臨時情報の発表を正確に伝達する体制づくりや、住民等からの問い合わせ窓口の整備が必要である。【⑥-1（再掲）】</li> </ul>	

1-4	突発的、広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤等による機能強化など、治水対策を推進するとともに、必要がある。【①-1】</li> <li>● 浸水（洪水、内水、高潮等）ハザードマップの作成・見直しを促進する必要がある。また、浸水想定区域を視覚的に分かりやすい地図情報として、インターネット上に公開することで、住民の防災意識向上を図っているところであるが、住民の防災意識をさらに深めるため、防災啓発や避難訓練の充実等ソフト対策を推進する必要がある。【②-1】</li> <li>● 平成 30 年 7 月豪雨での教訓や平成 30 年度末に公表された「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府（防災担当）平成 31 年 3 月）」を踏まえ、安全な避難体制の確立による事前の防災力の強化を図る必要がある。また、気候変動に伴う水害の頻発・激甚化に対して、住民の避難行動を促し、人的被害をなくすため、分かりやすい水位情報の発信や洪水浸水想定区域等の周知を図る必要がある。【②-2】</li> </ul>	

**2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する**

2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害時に備え、他市町村との相互応援協定の締結・改定や、家庭等における備蓄を推進しているところであるが、引き続き災害時の物資供給に係る協定の締結を進めるとともに、「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針（徳島県災害時相互応援連絡協議会 平成 29 年 10 月改訂）」に基づいた、食料備蓄等を継続する必要がある。【①-1】</li> <li>●民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結等により、自治体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、救援物資等の管理・輸送等に係る受援体制を整備する必要がある。【②-1】</li> <li>●発災時の迅速な生活必需品等の確保・搬送に向け、効率的な集配業務に役立つ屋根スペースの確保等、物資の集積拠点機能を強化する必要がある。【②-2】</li> <li>●災害時においても生活に必要な給水の確保に向け、水道施設の耐震化や停電対策、速やかな応急復旧に向けた体制づくりを進めていく必要がある。【③-1】</li> <li>●要配慮者等がより良い環境で避難生活をおくることができるよう、必要な物資の確保等を進めるとともに、支援を実施できる体制づくりについて検討していく必要がある。【④-1】</li> <li>●救助・救急、医療活動や物資の供給を迅速に行うため、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、重要な交通施設を守るための対策を着実に推進する必要がある。また、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送路を補完する町道の整備を推進する必要がある。【⑤-1】</li> <li>●道路の寸断による孤立化に備え、空からの救助・救出や物資の輸送を行う消防防災ヘリコプターをはじめとした、関係機関のヘリコプターとの協力体制を構築していくとともに、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施できるよう、ヘリポートの整備及び簡易無線等を活用した通信手段の確保を促進する必要がある。【⑥-1】</li> </ul>	
2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
<ul style="list-style-type: none"> <li>●自衛隊、警察、消防などの広域応援部隊の円滑な活動を支援するため、公園における広域活動拠点としての防災機能を強化する必要がある。【①-1】</li> <li>●消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化に努めているところであるが、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備・資機材等の充実・強化を推進する必要がある。【②-1】</li> <li>●救助・救急、医療活動の統制等の役割を担う防災拠点等において、停電時でも救助・救急、医療活動の統制等に必要な電力を確保していく必要がある。【③-1】</li> </ul>	
2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時の帰宅困難者に適切な情報や便宜を提供できる「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発や、膨大な数の帰宅困難者の受入に必要の一時滞在施設の確保や機能強化を推進し、帰宅困難者の受入体制の確保を図る必要がある。【①-1】</li> <li>●帰宅困難者の発生の抑制と速やかな帰宅を促すために、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の整備等を推進し、必要な交通網を確保する必要がある。【②-1】</li> </ul>	

2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶等による医療機能の麻痺
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時においても医療の提供の継続を図るため、病院・診療所の耐震化等を促すとともに、災害医療体制の構築に向けた医師会・調剤薬局等の連携強化に取り組む必要がある。【①-1】</li> <li>● D M A T が活動する急性期から、慢性期に移行するフェーズにおける医療体制を確保し、医療機能等の麻痺を防止するため、医療・保健・福祉分野の「災害時コーディネーター」等との連携方策を検討していく必要がある。【①-2】</li> <li>● 災害派遣医療チーム（D M A T）等の支援ルートを確保するため、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化、重要な交通施設を守るための対策の着実な推進と支援物資物流を確保する必要がある。【②-1】</li> <li>● 災害時における医療・救護に必要な医薬品を確保するため、被害想定等から必要な品目・数量等を精査し備蓄を行うとともに、関係業界等との協定締結等によりその供給確保の体制を構築しておく必要がある。さらに、病院や救護所への医薬品の迅速な搬送体制についても検討を進めておく必要がある。【②-2】</li> </ul>	
2-5	被災地における感染症等の大規模発生
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所等における感染症の発生・まん延を防ぐため、調査に必要な資機材の充実や避難所運営訓練等への参加により、対応技術の向上を図る必要がある。【③-1】</li> <li>● 下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、下水管渠における耐震化を進める必要がある。【④-1】</li> <li>● 避難所におけるトイレの衛生環境を改善し、ノロウイルスなどの感染症のまん延を防ぐ必要がある。【④-2】</li> </ul>	
2-6	劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所におけるトイレの衛生環境を改善し、トイレの衛生環境に起因する災害関連死を防ぐなど、「避難所における良好な生活環境の確保」を目指した避難所運営体制づくりを進める必要がある。【⑤-1】</li> <li>● 避難所運営におけるリーダーの養成や、子どもや女性の視点を考慮した「避難所運営マニュアル」を作成・改定し、避難所における良好な生活環境に配慮した避難所運営体制づくりを進める必要がある。また、地域住民が主体となって、それぞれの役割に応じ円滑な避難所運営ができるよう、地域ぐるみの取組を促進する必要がある。【⑤-2】</li> <li>● 大規模災害が発生しても、外部からの支援者を受け入れながら生活の質に配慮した避難所運営を実施するため、国際的な統一基準である「スフィアスタンダード」の理念を避難所運営従事者に浸透させる必要がある。【⑤-3】</li> <li>● 福祉避難所の指定をより一層促進するとともに、円滑な開設・運営体制の構築を図るため、装備・資機材の充実、各種訓練等による災害対応能力を向上させる必要がある。【⑥-1】</li> <li>● 東日本大震災における「発達障がい者」の避難所生活に対する課題を踏まえ、発達障がい者への支援体制の整備の必要性についてさらに周知し、災害対応力を向上させる必要がある。【⑥-2】</li> </ul>	

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 南海トラフ地震臨時情報が発表されたことによる犯罪や混乱等の防止に努める必要がある。【①-1】</li> <li>● 公共の安全と秩序の維持を図るため、治安の確保に必要な体制、装備・資機材の充実強化を図る必要がある。【①-2】</li> </ul>	
3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電力の確保、情報・通信システムの確保、代替不能機器等の保全、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。また、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の後発地震に備え、水・食料等の備蓄、非常用発電装置やコンピュータ・システム等重要資機材の点検等、所要の措置を実施する体制づくりを行う必要がある。【②-1】</li> <li>● エネルギー供給リスクの分散を図るため、防災拠点等における太陽光パネルや蓄電池の設置等、自然エネルギーを活用した自立・分散型電源の導入を促進する必要がある。また、本庁舎が被災した場合にも、災害対応を円滑に実施するため、代替機能を持つ拠点における防災機能の強化を図る必要がある。【②-2】</li> <li>● 北島町業務継続計画の策定や災害対策本部の初動体制の充実・強化など機能不全に陥らない体制を整備しているところであるが、継続的な見直しや訓練を実施し、職員の災害対応力の向上が必要である。【③-1】</li> <li>● 南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に見舞われると行政機能は著しく低下する。また、平時に比して業務量も膨大となる中でも、迅速かつ円滑な復旧・復興が図られるよう、あらかじめ、その対策手順を明確化しておく必要がある。【③-2】</li> <li>● 本庁舎が被災しても、速やかに被災者支援をはじめとした各種の自治体業務が再開できるよう、業務システムのクラウド化等、住民データの遺失を防ぐとともに、自治体機能の早期復旧を図るための対策を講じる必要がある。【④-1】</li> <li>● 電力供給遮断などの非常時に、防災拠点等（公共施設等）において、高い給電機能を有するPHV（プラグインハイブリッド自動車）・EV（電気自動車）・FCV（燃料電池自動車）の活用について、普及していく必要がある。【⑤-1】</li> <li>● 災害時に電力供給が停止した場合に備え、非常用電源設備の津波浸水対策や燃料備蓄に努める必要がある。【⑤-2】</li> </ul>	

#### 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模災害時における関係機関との確実な通信を確保する必要がある。【①-1】</li> <li>● 災害時に電力供給が停止した場合に備え、非常用電源設備の津波浸水対策や燃料備蓄に努める必要がある。【①-2（再掲）】</li> <li>● 通信事業者等の回線が停止した場合にも被災状況の確認や復旧活動等に支障を及ぼさないよう、衛星携帯電話の配備等による代替性の確保を図る必要がある。【①-3】</li> </ul>	
4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、南海トラフ地震臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時情報通信ネットワークのデジタル化や多重化が進められるとともに、公共施設等における公衆無線 LAN の整備や J - A L E R T の普及、すだちくんメールやエリアメールの活用など情報伝達方法の強化が図られたところであるが、各種情報の普及啓発など、さらなる取組が必要である。【②-1】</li> <li>● 緊急交通路の指定等に関する交通規制情報を周知し、迅速かつ効果的な避難行動を誘導するため、交通情報提供に関する関係機関との連携を図る必要がある。【②-2】</li> <li>● 「要配慮者対策」を効果的に進めるため、避難行動要支援者名簿の地域との共有及び避難行動要支援者の個別計画作成の取組を一層促進する必要がある。【③-1（再掲）】</li> <li>● 障がいのため意思疎通に支援が必要な方々に必要な支援を行うため、情報・意思疎通支援用具の支援を行うなど、引き続き制度の適正な執行を図るとともに、平素から個々の障がい特性に対する理解と認識を深め、いざという時に適切に対応できるようにするため、災害時に、障がい者を支援するための「ハンドブック」の周知や「研修」を実施していく必要がある。【③-2】</li> <li>● 外国人が増加する中、地震、台風、豪雨などの災害に不慣れな外国人に対して、防災に関する啓発を推進する必要がある。【③-3】</li> <li>● 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練の実施等により、南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の体制整備・連携体制の強化、また、南海トラフ地震臨時情報に関する住民理解の促進を図る必要がある。【④-1】</li> <li>● 南海トラフ地震臨時情報への認知度が低く、また、発表頻度が高くないことが想定されるため、南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件などの周知を継続的に行う必要がある。【④-2】</li> <li>● 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、町や住民等がそれぞれ必要となる防災対応を実施できるよう、南海トラフ地震臨時情報の発表を正確に伝達する体制づくりや、住民等からの問い合わせ窓口の整備が必要である。【④-3（再掲）】</li> </ul>	

## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1	エネルギー供給の停止、農・工業用水の供給途絶等による、サプライチェーンの維持、生産活動への甚大な影響
<ul style="list-style-type: none"><li>● 洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を推進し、発電所や配電施設等の耐災害性を高める必要がある。【①-1】</li><li>● 石油商業組合等との情報交換等、連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう取り組んでいく必要がある。【①-2】</li><li>● 企業においては、「情報システム」「通信手段」の多様化による情報共有、データ・重要文書の保全等を図る必要がある。【②-1】</li><li>● 災害発生時における企業の「被害軽減」と「早期の事業再開」の観点から、企業BCPの策定は重要性が高いものであり、町内企業に対するBCP策定やサプライチェーンの寸断による生産力の低下を招かないよう、製造業と物流事業者間など、サプライチェーンを構成する企業間のBCPについても促進する必要がある。【②-2】</li></ul>	
5-2	金融サービスの機能停止による住民生活等への甚大な影響
<ul style="list-style-type: none"><li>● 災害時の生活必需品や復旧資材等、消費生活に関する情報提供や相談体制の充実を図るとともに、平時から物資の備蓄や災害時に冷静な判断・行動ができる訓練や連携体制を強化する必要がある。【②-3】</li><li>● 被災企業に対する融資制度である「災害対策資金」について、周知を行っているところであるが、今後も引き続き、被災した企業への支援が円滑に行われるよう、制度の周知を行っていく必要がある。【③-1】</li></ul>	

**6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる**

6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 洪水・津波・高潮対策等を推進し、発電所や配電施設等の耐災害性を高める必要がある。【①-1（再掲）】</li> <li>● エネルギー供給リスクの分散を図るため、防災拠点等における太陽光パネルや蓄電池の設置等、自然エネルギーを活用した自立・分散型電源の導入を促進する必要がある。【②-1（一部再掲）】</li> <li>● 防災拠点となる施設への自家発電設備の導入などを進めているところであるが、自立分散型エネルギー設備の導入に加え、LPGガスの活用など、災害時におけるエネルギー供給の多様化を検討する必要がある。【②-2】</li> <li>● 災害時における電力供給に有効な燃料電池自動車や電気自動車などの導入促進及び、当該車両を保有する自治体・民間事業者等との非常時における連携体制の構築が必要である。【②-3】</li> </ul>	
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模災害時においても、利水施設としての機能が保持され、効用が発揮されるよう、予防的対策を推進する必要がある。【③-1】</li> </ul>	
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震対策上重要な下水管渠の耐震化を進めるとともに、下水処理場における津波対策を推進する必要がある。【④-1】</li> <li>● 浄化槽については、合併処理浄化槽の普及を促進する必要がある。また、浄化槽台帳データの更新を進め、設置・管理状況の把握を促進する必要がある。【④-2】</li> </ul>	
6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路交通施設については、電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。また、高齢化に伴う技術者減に備え、各道路管理者と連携し、現場研修や新技術の導入等を進め、点検整備の実効性を高める必要がある。【⑤-1（再掲）】</li> <li>● 発災後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧を行うため、なお一層、関係機関との情報収集・共有体制を整える必要がある。【⑤-2】</li> <li>● 緊急輸送道路等を確保するため、河道掘削や築堤等による機能強化など、治水対策を推進する必要がある。【⑥-1】</li> </ul>	

## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
<ul style="list-style-type: none"><li>●住宅・建築物等の耐震化率は、支援制度の充実を図ること等により一定の進捗がみられるが、私有財産である建築物の耐震化を行うか否かは、最終的に所有者の自発的意志により決められることから、関係機関との連携のもと、個々のニーズに的確に対応したきめ細やかな対応が必要である。【①-1（再掲）】</li><li>●空家等の倒壊を防止し、地域の防災力向上や居住環境の改善、地域活力の一助につなげていくため、老朽化して危険な空家の除却や活用に努めていく必要がある。【②-1】</li><li>●発災後、迅速な通行経路啓開に向けて、緊急交通路等の指定及び確保を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の的確な運用を行う必要がある。【③-1】</li></ul>	
7-2	有害物質の大規模拡散・流出による二次被害の発生
<ul style="list-style-type: none"><li>●平時から危険物の保有・保管状況等の実態把握に努めるとともに、設備や保管方法の見直しを適切に行うよう指導し、事業者の適正管理により、津波や地震による流出の防止を図る必要がある。【④-1】</li></ul>	

## 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1	大量に発生する災害廃棄物等の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る必要がある。【①-1】</li> <li>● 効果的な広域連携体制及び広域処理における災害廃棄物等の輸送手段としてダンプ等の交通路確保等について検討する必要がある。【①-2】</li> <li>● 既存の処理施設（焼却施設、破砕機等）だけでは、災害廃棄物等の処理に長期間を要することから、仮設焼却炉の設置等についても検討する必要がある。【①-3】</li> <li>● 県が平成 25 年に公表した「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）」に基づき推計した災害廃棄物等の発生量にあわせ、仮置場の候補地の選定を促進する必要がある。【①-4】</li> </ul>	
8-2	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震・津波等による浸水への対策を着実に推進するため、河川堤防の耐震化等を引き続き推進する必要がある。【②-1】</li> <li>● 公共土木施設の多くは、高度経済成長期に整備され、多くの施設が急激に高齢期を迎えることから、ライフサイクルコストの最小化や予算の平準化を図るための、長寿命化対策を推進する必要がある。【③-1】</li> <li>● 地震等に伴う地盤沈下等による長期にわたる浸水対策としては、排水ポンプ車による浸水排除が効果的であることから、排水ポンプ車を保有している国土交通省と連携し、情報伝達訓練及び排水ポンプ車稼働訓練を行い能力の向上に努める必要がある。【④-1】</li> <li>● 「液化化」については、県が公表した被害想定を基に、地域の実情にあった効果的な防災・減災対策を検討していく必要がある。【⑤-1】</li> </ul>	
8-3	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておく必要がある。【⑥-1】</li> <li>● 大規模災害発生後において、迅速に被災者の生活再建を支援するため、町職員に対し、罹災証明発行の前提となる住家被害認定調査が円滑に行えるよう、実践的な研修を実施し、専門人材を養成する必要がある。【⑦-1】</li> <li>● 防災関係機関が、被災状況等を同一のGIS上で情報共有できる災害時情報共有システムを活用し、大規模災害発生時における空地の利用について、平時から情報共有を図る必要がある。【⑧-1】</li> <li>● 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平常時から応急段階から復旧・復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておく必要がある。【⑧-2】</li> </ul>	
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化財の所有者等に文化財の耐震化についての意識向上を図る必要がある。また、文化財の喪失を防ぐためには、平時から住民の文化財保護意識を醸成する必要がある。【⑨-1】</li> <li>● 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。【⑨-2】</li> <li>● 関係機関・団体との連携を深め、災害発生時にスムーズな文化財レスキュー活動ができるよう態勢を整えとともに、展示・収蔵資料のほか、各地の有形無形の文化財等を映像等に記録し、有形文化財の修繕や無形文化財の継承・復興に役立てるため、アーカイブしておく必要がある。【⑨-3】</li> </ul>	

8-5	地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等のBCPの策定や将来の担い手育成、地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく必要がある。【①-1】</li> <li>● 復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。【②-1】</li> <li>● 自主防災組織について、組織率100%を目指し、かつ、活動の活性化について支援を行うとともに、消防団の強化や各地域における防災リーダーの育成を図り、さらに訓練を通じて災害に強い地域コミュニティの構築を図る必要がある。【③-1】</li> <li>● 消防等の体制や訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備・資機材のさらなる整備を図るとともに、消防団や自主防災組織の充実強化による初動対応力の向上を図る必要がある。【④-1（再掲）】</li> <li>● 南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に見舞われたとしても、速やかな復興が図られるよう、災害廃棄物仮置場や仮設住宅用地の確保、復興計画策定に必要な基本的データの整備などハード・ソフト面における事前復興（事前準備）を推進していく必要がある。【⑤-1】</li> </ul>	
8-6	速やかな復興に資する計画等の欠如による地域経済への甚大な影響
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模災害からの被害軽減・早期復旧を図るため、訓練などにより策定されたBCPの実効性を向上させる必要がある。【①-2】</li> <li>● 災害救助法や被災者生活再建支援法など、被災者支援の仕組みについて、平時からの確に周知し、対応力向上を図る必要がある。【①-3】</li> <li>● 震災からの復旧及び復興を迅速かつ円滑に推進するため、事前復興の取組を推進する必要がある。【⑤-2】</li> </ul>	

## 9 横断的分野の脆弱性評価結果

A	リスクコミュニケーション分野
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民、自主防災組織、学校等、事業者、ボランティア、県、町その他の関係者が、震災や大規模災害における男女共同参画等の様々な視点及び要配慮者をはじめとするあらゆる者の人権に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、防災訓練を実施する等相互に緊密に連携し、及び協働することにより、大規模災害対策を着実に実施する必要がある。</li> <li>●発達段階に応じた防災教育をはじめ、住民の誰もがいつでも防災について学ぶことができる機会を提供するなど、地域の「防災リーダー」となる防災を担う人材を育成する必要がある。</li> <li>●リスクコミュニケーションが成立する前提となる関係者間の信頼関係は、対話を重ねることで、構築されていくものであることから、リスクコミュニケーションの実践を企画・運営する、又は場の進行やまとめを行う機能を担う人材（媒介機能を担う人材）を育成する必要がある。</li> <li>●児童生徒の災害に適切に対応する能力、主体的に判断し、行動する能力を高めるため、各学校が家庭・地域・関係機関と連携した防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。</li> <li>●災害から児童生徒の安全確保を図るため、防災教育に係る指導力を高め、地域と連携した防災訓練等を実施する「防災士の資格を持つ教員」の養成が必要である。</li> </ul>
B	長寿命化対策分野
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民の日々の「生活」や「社会経済活動」は、道路、河川といった「公共インフラ施設」や、学校、文化・スポーツ施設、行政庁舎などの「ハコモノ施設」で支えられており、住民がそれぞれの「夢と希望」の実現に向け、心豊かな暮らしをおくるためには、「これら公共施設の安全・安心の確保」が不可欠であるが、町はもとより、我が国全体において、高度成長期以降に集中的に建設された公共施設の老朽化が大きな課題となっている。</li> <li>●橋梁などインフラ施設については、個別に長寿命化計画の策定が推進されているところであるが、将来の人口推計や財政状況等を勘案した「公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえた、「公共施設等総合管理計画」を策定し、「既存ストックの積極的な有効活用」や「老朽施設の戦略的な長寿命化」など、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行っていくとともに、情報の管理・共有をはじめ、全庁的な推進体制の構築を図る必要がある。</li> <li>●交通施設については、電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。また、高齢化に伴う技術者減に備え、各道路管理者と連携し、現場研修や新技術の導入等を進め、点検整備の実効性を高める必要がある。【再掲】</li> </ul>

## **北島町国土強靱化地域計画**

発行：令和7年3月

編集：北島町 危機情報管理課

〒771-0285 徳島県板野郡北島町中村字上地 23 番地 1

電話：088-698-9807 FAX：088-698-3642

[http:// www.town.kitajima.lg.jp/](http://www.town.kitajima.lg.jp/)